
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和7年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月3日 午前9時開会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 諸般の報告
日 程 第 4 提出議案上程
日 程 第 5 町長所信表明及び提案理由の要旨説明
日 程 第 6 提案理由の詳細説明
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 諸般の報告
日 程 第 4 提出議案上程
日 程 第 5 町長所信表明及び提案理由の要旨説明
日 程 第 6 提案理由の詳細説明
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 三 島 光 暁

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長 (基幹支所長兼務)	永 井 あ け み	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回飯南町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、6番、安部誠也議員、7番、景山登美男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月26日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） はい。2番。

おはようございます。去る2月26日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から3月18日までの16日間とします。

日程であります。本日はこのあと、会期の決定、提出議案の上程、町長所信表明及び提案理由の詳細説明を行います。4日は、午前9時に本会議を再開し、引き続き提案理由の詳細説明、議案に対する質疑を行ったあと、委員会付託を行います。5日及び6日は休会とします。7日に本会議を再開し一般質問を行います。10日から14日まで各常任委員会で審査を行っていただきます。15日と16日は休会とし、17日は各常任委員会で審査、及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。最終日18日は午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って、閉会いたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は本日3月3日から18日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月3日から18日までの16日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

12月定例議会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

この内、2月21日に開催された島根県町村議会議長会定期総会では、町村のデジタル化の実現に向けた要望、竹島の領土権確立等に関する要望の2件の要望決議を行い、続いて、各地区要望についても決議し、県への要望活動を行いました。

また、総会に先立って行われました自治功労者表彰で、飯南町議会では、議員在職15年以上の表彰として、熊谷兼樹議員が全国町村議会議長会会長表彰を、議員在職12年以上の表彰として安部誠也議員が島根県町村議会議長会会長表彰を受けられました。ここにご披露申し上げます。今後ともこれまでの経験を活かされ飯南町の一層の発展のために、議会活動にご精進いただきますようお願いをし、お祝いの言葉といたします。

続いて、12月及び2月に開催された雲南広域連合議会定例会、12月に開催された雲南市・飯南町事務組合臨時会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりで

す。提案された議案全て承認及び可決されております。以上、簡略ですが、報告を終わります。

なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧をいただきたいと思います。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、去る２月17日に執行した例月現金出納検査の報告書を、議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 19 号

令和 7 年 2 月 17 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和7年1月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

1. 飯南町の令和7年1月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

令和7年1月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、毎年年度末になりますと消耗品の購入が非常に多くなってきております。各課

とも必要最小限のものを購入するよう、また、この支払い事務については、支払い期日を厳守するよう、口頭ではございますけれども注意をいたしましたことを申し添えます。

以上で検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、町長から提出されました承認第1号から議案第34号までの34議案、及び議会活性化検討特別委員会から提出されました発委第1号を一括上程いたします。

日程第5 町長所信表明及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から所信表明及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

本日、令和7年第2回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、先月15日、「飯南町町制施行20周年記念式典」を挙行いたしました。式典には、丸山達也 島根県知事、山根成二 島根県議会議員（議長代理）、亀井亜紀子 衆議院議員、舞立昇治 参議院議員、三浦靖 参議院議員、藤原保幸 伊丹市長、園田裕史 大村市長、松井一實 広島市長をはじめ、多くのご来賓にご臨席いただいたところであります。ご案内いたしました町民の皆様を含め、総勢230名の盛大な式典となりました。

この10年を振り返るとともに、これからの10年20年に向けて、町民の皆様が住みなれたまちで安心して暮らし続けていただけるよう、また、人口減少が続く中で、より多くの方を本町に迎え入れるために、住民と行政が一体となって、今後もあらゆる可能性に挑戦を続け、懸命の努力を重ねていくことを誓い合ったところであります。

また、記念講演として、本町出身の漫画家「ぼんごたんだ」さんにお話をいただき、来場された若者世代にエールも送っていただきました。

ここに改めて、これまでの町民の皆様のためまぬご努力に深甚なる敬意を表し、心より感謝を申し上げます。

さて、国内では依然として物価高騰が続いており、政府は昨年11月、39兆円規模の経

済対策を決定されました。本町におきましては、その財源を活用し、生活応援ポイントとしてい〜にゃんPAYを1人あたり8千ポイント付与しました。この他、住民税非課税世帯を対象とした給付金を支給するため、現在、対象者にご案内しております。引き続き国の動向に注視しながら、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中、本町が誕生して20年目となる節目の年を迎えましたが、私は1月の飯南町長選挙におきまして、無投票での再選という結果を受け、引き続き、町政の舵取り役を担わせていただくこととなりました。

改めてその責任の重大さを痛感するとともに、今後4年間、町民の皆様のご理解ご協力をいただきながら、町政課題の解決に強い使命感を持って取り組み、町政発展のため全身全霊を尽くし、職責を全うする所存であります。

2期目の町政執行にあたり、私は、これまで公約に掲げてまいりました重点政策、

- ①「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」
- ②「安心・安全なまちづくり」
- ③「誇れる産業が継続できるまちづくり」
- ④「定住を進めるまちづくり」
- ⑤「歴史文化を感じるまちづくり」

これら5つの政策を拡充し、町民の皆様がこのまちに住むことを幸せに感じていただけるよう、取組を進めてまいります。

続いて、5つの重点的政策を進める上で、新年度に取り組むべき主要な事業のうち、最優先課題及び重点施策について申し上げます。

はじめに、第3次飯南町総合振興計画の策定についてであります。

本町の最上位計画であります総合振興計画につきましては、令和5年9月から「総合振興計画策定委員会」においてご検討いただき、先月18日に石橋洋司委員長から総合振興計画案を提出いただき、このほど完成といたしました。この間、委員の皆様には長期にわたりご尽力をいただいたところであり、改めて感謝申し上げます。

本計画は、まちの基本理念「小さな田舎(まち)からの生命地域宣言」のもと、目指す将来像は「笑顔と誇りを未来へつなぐまち 飯南」とし、10年後も笑顔あふれるまちであるよう、豊かさの継承と創造への挑戦を目指す計画としております。

まちづくりの将来像を実現するための総合目標として、2035年に約3,600人、2045年に約3,200人の人口を維持し、減少傾向を緩やかにすることを掲げています。

初年度となる令和7年度は、この新たな計画に基づき、それぞれの分野で目標が達成できるように予算を編成したところであり、豊かで持続可能なまちの実現に向けて、施策を進めてまいります。

次に、町内における高齢者福祉事業の維持についてであります。

昨年4月からの介護報酬引き下げや物価高騰に加えて生産年齢人口の減少及び人材不足も含め、各介護サービス事業所の運営が困難な状況の中、町内2法人による特別養護老人ホームの統合及び施設建設の協議が進められています。

町としましても、新たな特別養護老人ホームの建設及び持続可能な介護サービスの確保に行政の支援は不可欠と考えており、各関係機関とも力を合わせ官民一体となって高齢者の生活を支えてまいります。

次に、町内小中学校の再編についてであります。

今後の児童・生徒数の減少に対応できる小中学校のあり方について方向性を示す教育環境基本計画の素案が教育委員会で策定され、これから保護者や地域住民との話し合いを進めてまいります。

大変重要な案件であることから、丁寧な説明をさせていただき、関係の皆様と十分な意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、若者の町内定着・就労支援についてであります。

第3次総合振興計画の将来像である「笑顔と誇りを未来へつなぐまち 飯南」。この将来像を実現するためには、移住・定住対策により人口減少を抑制する必要があります。このことから、新年度において若者の町内定着・就労支援を目的とした新たな応援給付事業を創設したいと考えております。

人口を維持するためには、雇用をつくり定住を促進し、子育て環境を整え出生数が増加する必要があります。新たな応援給付事業の創設を機に、一人でも多くの本町出身者が、このまちに住み続け、あるいは、このまちに帰ってきて、頑張ってみようと思っただけのことを期待しております。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組についてであります。

本町は、令和5年3月に「飯南町脱炭素のまち宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けて豊かな自然を活かした本町にふさわしい取組を検討してまいりました。

昨年1月に策定した「飯南町脱炭素のまち推進計画」では、「2050年に二酸化炭素の排出を全体として実質ゼロにすること」を目指すこととしており、まずは公共施設の脱炭素化を計画的に進めたいと考えております。

それでは、第3次飯南町総合振興計画の政策分野にもとづき、予算案に盛り込みました主要な施策について申し上げます。

最初に、「創造力のある未来の人づくり」子育て・教育・文化についてであります。

はじめに、病児・病後児保育事業の開始についてであります。

仕事と子育てが両立できる環境をつくるために、飯南病院付近の町有地に病児・病後児保育施設の整備を進めてまいりましたが、今年5日に完成し、来月1日より受け入れ

を開始いたします。

なお、施設の愛称につきましては、「ぱぷりか」に決定させていただきました。

仕事と子育ての両立を支援できる事業として期待をしており、施設の完成後、速やかにサービスが提供できるよう、関係条例の制定について本定例会に提案しております。

次に、こども広場の整備についてであります。

これまで、来島・志々・赤名の町内3地区にこども広場を整備しました。頓原地区につきましては、道の駅頓原に隣接する頓原緑地公園への整備を予定していますが、昨年末に町内3団体から整備に関する要望書の提出があり、『『住みよい地域・頓原会議』の部会において、より良い広場となるよう十分に住民の声を聞いて進めてほしい』という趣旨でありました。

町としましては、そうした意向を尊重しながら、計画案を基本として、より多くの方に利用いただける広場となるよう、整備を進めたいと考えております。

次に、放課後子ども教室の充実についてであります。

放課後子ども教室や長期休業中の児童クラブにつきましては、指導員の高齢化や人材確保が課題となっています。

新年度は、試行的に、町内事業所の従業員の空き時間を活用して、放課後子ども教室のスタッフとして派遣していただくことで課題の解決につなげたいと考えています。

次に、教育環境基本計画の策定についてであります。

人口減少や少子化に歯止めがかからない中で、次世代を担う子ども達にとってより良い教育環境と学校の配置や規模について方向性を示す「教育環境基本計画(素案)」を教育委員会で策定しました。

素案では、赤名小学校、来島小学校、頓原小学校の3つの小学校については、可能な限り存続する方向性ですが、志々小学校については、児童数の減少や校舎の老朽化などを考慮して頓原小学校との統合を検討することとしています。

また、中学校については学校施設、生徒数の推移、通学、コストなどから総合的に判断して令和10年度までに赤来中学校と頓原中学校の2つの中学校を再編し、校舎は頓原中学校を使用する方向性を示しています。

なお、この素案については、現在、町内小・中学校の学校運営協議会や保護者、地域への説明を進めており、今後、十分な協議や意見交換を行い、議会のご理解をいただいた上で、成案となるよう進めてまいります。

次に、多様な教育ニーズへの対応についてであります。

近年、不登校や不登校傾向の児童・生徒は増加傾向にあり、その背景も多様化しています。新年度も引き続き、こうした児童・生徒への支援体制を強化するため、教育支援教室「めだかの教室」を運営します。

また、利用者の増加に対応できるようにスタッフを増員し、適切な指導助言を行いながら個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

次に、滞在型地域交流拠点施設の整備についてであります。

来島地内への整備を進めております滞在型地域交流拠点施設につきましては、先月25日から建築工事に着手しており、11月下旬の完成を見込んでおります。新年度は外構工事や必要な備品の購入を予定しており、令和8年4月からの運用開始に向け事業を進めたいと考えております。

次に、地域高2留学の検討についてであります。

地域高2留学とは、高校2年生の1年間、行きたい地域を選んで学ぶ国内留学制度であり、全国で19校が留学先として体制を整えられております。

現在、飯南高校においても受入れに関する検討が進められていますが、この制度は、飯南高校の生徒が町外の受入れ校へ留学することも可能であります。新年度の飯南高校合格内定者は43名、一般選抜入学志願者は23名であり、生徒募集の取組の成果が表れていますが、地域高2留学への参画により飯南高校の更なる魅力化が図られると考えており、町としても高校と連携して検討を進めてまいります。

次に、国民スポーツ大会に向けた体制整備についてであります。

2030年島根かみあり国民スポーツ大会のソフトボール競技会場である本町では、飯南町ソフトボール協会のご尽力により、大会運営に必要な公認審判員や記録員の育成が進められています。新年度も引き続き、競技運営に必要な人材育成のために競技団体を支援してまいります。

また、全国大会規模の大会運営を行うために必要な施設整備や仮設工事などの年次計画を策定し、県や競技団体関係者と連携して計画的な施設整備を進めてまいります。

次に、歴史文化を感じるまちづくりについてであります。

本町には多くの伝統行事や、地域に伝わる貴重な文化財などがあります。谷地区の塩谷上(しおだにかみ)遺跡からは、西暦1000年前後の年代に鑄造された、1万5千枚を超える古銭が出土しています。新年度は、この古銭の調査や歴史文化に関する講演会を行い、地域の歴史文化の価値の再発見や地域資源のすばらしさを感じられる機会を創出します。

次に、「誇れる産業と仕事づくり」産業振興についてであります。

はじめに、農林業振興計画についてであります。

現在、「第3次飯南町総合振興計画」の実行計画となる「飯南町農林業振興計画」の策定を進めています。

近年の物価高騰や労働力不足、気候変動などの厳しい状況の中でも、次世代を担う若者世代にとって魅力のある農林業を確立することで持続可能な農林業を実現できるよう、

計画に基づきしっかりと取組を進めてまいります。

次に、水田農業の振興についてであります。

飯南米の引き合いは非常に強く、特に特別栽培米を求める声が非常に大きくなっています。

このような中、町としましては、飯南米の生産計画数量を推計していますが、令和7年産の作付計画は、昨年から33 t 減少の3,232t、面積換算で6 ha減少の617haと見込んでおります。

令和6年産米につきましては、米不足により価格が高騰しましたが、生産コストが価格に反映したものではなく、今後、政府備蓄米の放出も行われることで、米価の下落も懸念されます。昨今の情勢を踏まえ、労働力不足、さらなるコスト削減に取り組むため、国、県の補助金を利用したスマート農業の推進を進めてまいります。

圃場整備につきましては、長谷地区が新年度の新規事業として競争力強化農地整備事業に採択され、同地区での大規模区画整備が始まります。生産性の向上やコスト削減が一層進むよう、取組を行ってまいります。

次に、地域振興作物の推進についてであります。

飯南町農林業振興計画におきましては、パプリカ、トマト、メロン、ぶどう、白ネギ、サツマイモ、ショウガ、とうがらしの8品目を振興作物として推奨していることから、これらを中心に、生産規模拡大による産地化、安定的な販路確保による生産所得の向上を目指します。

また、都市部での就農相談会に積極的に参加し、県外在住者にリースハウス事業など特色ある制度をPRするなど、引き続き新規就農者の確保に努めてまいります。

次に、畜産の振興についてであります。

5年に1度の和牛のオリンピックとも言われる「第13回全国和牛能力共進会」が、令和9年8月に北海道で開催されます。新年度から交配可能牛をリストアップし、共進会への出品に向けて20頭以上の候補子牛の確保を目指します。

和牛改良につきましては、これまでの支援により、令和2年度から令和6年度の間に58頭の優良牛を保留しており、繁殖基盤の強化につながりました。

新年度は更なる改良を促進するため、和牛改良組合を中心に行われる優良牛からの採卵・受精卵移植を支援し、この地域で育てられてきた系統で能力の優れた優良牛等の保留を進めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

豊富な森林資源を有効に活用するため、町内製材事業は非常に重要な役割を担っています。飯石森林組合につきましては、「木材加工による地域材の利用促進に関する協定」を地域商社である「株式会社 飯南・緑の森」と締結され、木材加工事業において連携・

協力されることとなりました。町内製材事業の維持、発展のため、株式会社飯南・縁の森による製材所の運営や町産材の販売確保、魅力発信について、必要となる支援を行ってまいります。

飯南木質バイオマスセンターにつきましては、業績の不振が続いていることから、施設の方向性や経営の健全化に向けた検討など、支援してまいります。

町内の農業、事業所の慢性的な人材不足の中、島根県立農林大学校の学生は、日頃から様々な分野において活躍されております。このことから、町内に住所を有する学生に電子地域通貨い〜にゃんP A Yを活用した「地域貢献推進ポイント」を新年度から発行し、これまでの取組に感謝するとともに、地域の一役を担っていただけるよう応援してまいります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

町内では、造林地を中心にシカの被害が確認されていますが、少しずつ農作物の被害も報告されるようになっており、今後、個体数の増加が進めば、甚大な農作物被害の可能性もあります。

このことから、県と連携して造林被害調査を行い、シカの個体数削減に向けた取組を行ってまいります。

次に、い〜にゃんP A Yの普及・利用促進についてであります。

い〜にゃんP A Yは、昨年12月で運用を開始して1年が経過しました。課題であります食料品・日用品を取り扱う加盟店の増加につきましては、事業主体である飯南町商工会とともに、引き続き努力をしてまいります。

町が実施する事業へのポイント給付につきましては、住民健診の受診や長生き体操への参加、子育て世帯への日用品給付においてポイントを付与していますが、新年度からは、先に述べました若者の町内定着・就労支援を目的とした応援給付事業や農林大学校生の地域貢献推進、結婚祝い金、新生児出産祝い金などもポイントによる給付を考えております。

今後も地域内で安心して買い物ができることは、町民の皆様の豊かな暮らしにつながることから、い〜にゃんP A Yの普及・利用促進に努め、地域内消費による経済の活性化につなげてまいります。

次に、広島広域都市圏による連携についてであります。

本町は、昨年4月に広島広域都市圏へ参画いたしました。

この参画により、神楽を通じた交流や本町を訪れる観光イベントの開催、公共交通機関の利用に対する補助制度の活用など、新たな連携や経済の活性化につながる流れが、少しずつ生まれていると感じております。

引き続き、公共交通機関の利用補助など、町民の皆様にメリットがある事業の周知を

図るなど、広域都市圏の連携を活かした取組を進めてまいります。

次に、フォレストパークスキー場の営業についてであります。

今シーズンは、年末年始は降雪が乏しく、集客に苦慮しましたが、1月中旬からのまとまった降雪と、島根県から支援をいただいたスノーマットなどの大規模改修の効果もあり、快適にスキーやスノーボードを楽しんでいただけているのではないかと感じております。現在も営業しておりますので、残りわずかではありますが、飯南町の冬の魅力を満喫していただければと思います。

既存のリフト券発券システムにつきましては、サポート期間が終了することから、新年度において自動改札システムへの更新を計画しており、より快適な環境を整えられると考えております。

次に、観光宿泊施設のあり方についてであります。

レストハウスやまなみ、琴引ビレッジ山荘、憩いの郷衣掛におきましては、施設のあり方・機能再編を検討し、11月に住民説明会を開催いたしました。

参加された住民の皆様からは、現在利用できる既存施設の機能が縮小することへの反対意見や、宿泊施設を新たに建設した場合にかかる費用や採算性、建設候補地に関して疑問視するご意見なども多く聞かれました。

町としましては、町民の皆様と、本町にお越しいただく皆様の利便性の確保、また、施設の維持にかかる管理費など、本町の今後の財政状況も鑑み、慎重に検討を進め、方向性を定めていきたいと考えております。

次に、志津見ダム周辺地域の河川空間オープン化についてであります。

志津見ダム周辺地域では、これまでフラワーイベントや大学生との交流活動、ダム貯蔵酒など、地域資源を活用した様々な事業が行われてきました。

こうした取組を継続するには、町が国から占用許可を受ける必要があることから、現在、手続きを進めていますが、今後は広く一般の方にも使用いただけるようになります。新年度から利用いただけるよう、関係条例の制定について本定例会に提案しております。

次に、「誰もが健やかな暮らしづくり」保健・医療・介護・福祉についてであります。はじめに、予防接種についてであります。

带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、65歳以上の高齢者等においては、新年度から予防接種法に基づく定期接種となります。接種勧奨や公費助成などを適切に行い、疾病等の予防を図ってまいります。

新型コロナワクチンの予防接種につきましては、65歳以上の方においては、新年度も定期接種の対象となります。医療機関での予約による接種が想定されますが、接種費用に対する国の補助については現時点では不明であることから、国から通知があり次第、今後の対応を検討してまいります。

次に、高齢者を対象とした軽度難聴者補聴器助成についてであります。

現在、高度・重度難聴者に対しましては、身体障害者福祉法に基づき助成を行っていますが、難聴になると、社会的孤立が進むことが学術的に示されております。

補聴器を使用することによって日常生活における不便が軽減され、認知症の進行抑制にも有効であることから、新たに65歳以上の軽度難聴者も対象に、補聴器購入費用の助成を行いたいと考えております。

次に、次期健康増進計画の策定についてであります。

飯南町健康（まめ）ないいなん21の現行計画につきましては、新年度が最終年度となりますが、平均寿命の延伸や健康意識の醸成など、一定の成果があったと感じております。

これらの成果を振り返りつつ、次期計画を策定し、住民が一体となった健康づくりを総合的かつ効果的に推進し、住民の健康づくりに関する意識の向上を図ってまいります。

次に、今後の高齢者福祉事業のあり方についてであります。

町内で特別養護老人ホームを運営されている飯南町社会福祉協議会及び友愛会の関係者による介護事業統合協議会で議論が進められており、これまでの協議では、

- ①両法人が運営する特別養護老人ホームあかぎの里と愛寿園の2施設を統合すること
- ②両法人、行政の協力のもとで、新たな特別養護老人ホームを建設すること
- ③施設統合後の新たな施設の運営主体は社会福祉協議会とすること

が方針決定され、これらに加え、特別養護老人ホーム以外の短期入所生活介護事業（ショートステイ）を含む在宅介護サービスの取り扱いについても協議されたと聞いております。

町としても高齢者福祉事業の維持・確保は、喫緊の課題と認識しており、まずは特別養護老人ホームの建設に向けて議会とも協議しながら、必要な支援を検討していきたいと考えております。

その中で、新たに建設される特別養護老人ホームの建設予定地につきましては、「飯南町高齢者福祉基本計画への提言」に基づく「医療機関に近い地域」という観点、両法人の意向も踏まえ、候補地を選定し、町において用地取得及び敷地造成を実施する方向で進めていきたいと考えています。

今後、施設整備における必要事項を整理しながら、高齢者福祉事業の再構築に両法人と連携し、取り組んでまいります。

次に、地域医療の維持・充実についてであります。

「誰もが健やかな暮らしづくり」、また「安心して暮らせる環境づくり」を実現するためには、「地域医療の維持・充実」が必要不可欠なものとなっております。

飯南病院におきましては、総合診療医を中心に、小規模ながらも救急医療、入院機能と

いった必要な医療サービスを提供するとともに、地域包括医療・ケアの実践の場として、本町での医療の魅力をアピールし、志のある医療従事者の確保などにも努めてまいります。町民の皆様に信頼していただける病院運営、地域医療体制の維持、充実に全力で取り組んでまいります。

次に、「安心して暮らせる環境づくり」定住・生活・防災・自然環境についてであります。

はじめに、若者の町内定着・就労を応援する事業の創設についてであります。

本町の出身者やしまね留学等による飯南高校卒業生を対象として、町内に居住し就労する意思のある方を応援する事業「笑顔と誇りを未来へ繋ぐいいなん暮らし応援給付事業」を創設したいと考えております。

この給付事業は、本町にゆかりのある若者で、新年度から町内に居住し就労する意思のある方を応援する事業であり、対象年齢を15歳以上35歳未満とし、対象者にはい〜にゃんP A Yを5年間で50万から100万ポイント支給するものであります。

この制度が、将来的に本町に住み続け、働くきっかけとなるよう、本町で学ぶ中高生や本町出身者に周知してまいります。

次に、「子育て世代が住みたい田舎」全国1位獲得についてであります。

宝島社が発行された「田舎暮らしの本2月号」において、住みたい田舎ベストランキングが掲載され、本町は人口5千人未満のまちにおいて、本年も「子育て世代部門」全国第1位を獲得いたしました。

本町は、このランキングにおいて、7年連続で3位以内に選ばれていましたが、2年連続で全国第1位に選ばれたことを誇りに思いますとともに、引き続き定住相談会の開催や本町の情報発信に努めながら、移住定住人口の増加につなげてまいります。

次に、地域おこし協力隊の活動等の拡充についてであります。

本町における地域おこし協力隊の受入れにつきましては、近年、応募に至らないケースも増えております。

このことから、まずは本町での生活を体験していただき移住・定住につなげてくことを目的として、「地域おこし協力隊インターン」の制度を活用した90日間の協力隊の受入れを開始したいと考えております。

また、協力隊がある程度自由な発想や企画等により本町の地域資源を活用した事業創出を図っていただけるような「フリーミッション型」の協力隊など、より多くの方に本町で活動いただける仕組みを検討してまいりたいと考えております。

協力隊の受入れ後の支援も課題となっており、移住後の支援体制の構築など、安心して活動できる環境の整備も図ってまいります。

次に、公営住宅の整備についてであります。

頓原連坦地内に整備を進めております6戸建て2棟の単身用住宅につきましては、1月に入居者の募集を行ったところ、新年度から町内で新たに就労される方7名の応募がありました。

年次計画で進めています公営住宅の改修工事につきましては、古城団地のバリアフリー等の改修工事においては今年度で終了し、杉戸団地及び中通団地においては、新年度から2カ年計画で実施いたします。その他の公営住宅につきましても、引き続き居住環境の改善に努めてまいります。

次に、地域公共交通計画の策定についてであります。

現行の地域公共交通計画につきましては、令和7年度までの計画であることから、その内容を検討するために今年度は公共交通に係るアンケート調査を実施しております。調査結果などを踏まえ、新年度は通学や通院などで安心して利用し続けていただける持続可能な公共交通のあり方について、関係者と協議を重ねながら、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、赤名農村環境改善センターの大規模改修についてであります。

赤名農村環境改善センターについては、今年度、照明設備のLED化やトイレの洋式化、音響設備更新等の工事を行ってまいりました。

新年度は、災害時に備えた避難所機能の整備として、非常用発電設備の設置を行いたいと考えております。

次に、地域防災力の向上についてであります。

昨年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、冬季の地震を想定した防災訓練を先月16日に谷地区で実施しました。当日は34名の参加があり、災害用毛布やアルミシート等を活用した防寒対策の体験や、段ボールベッド、携帯トイレなどの設営体験などを行いました。

新年度は、豪雨による土砂災害を想定した町全体の防災訓練を6月1日に計画しております。防災は、日頃から繰り返しの訓練が大切でありますので、町民の皆様をはじめ、飯南町防災士連絡会や飯南町消防団など関係団体の協力もいただき、一体となった訓練となりますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

近年の気象状況や備蓄品の備えなどの防災対策に関する出前講座につきましては、今年度、7つの地域・団体で活用いただきました。一人ひとりが防災に対する理解を深めていただくとともに、地域・団体で災害時の対応について話し合うきっかけづくりとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、赤名トンネル改修整備についてであります。

昨年1月に設立した国道54号（三次～松江間）改良促進期成同盟会につきましては、これまで国土交通省本省へ3回の中央要望を実施しました。

要望の成果として、松江国道事務所と三次河川国道事務所が事務局として「国道54号道路防災対策勉強会」が立ち上げられ、来月には有識者を加えた検討委員会が立ち上げられることとなりました。

沿線の三次市、松江市、雲南市の賛同はもとより、島根県からの支援もあり、事業化に向けたステップアップが着実に進められていると思っており、島根・広島両県を結ぶ国道54号の防災・老朽化対策の促進に努めてまいります。

次に、瑞穂・高野インターアクセス整備についてであります。

懸案である国道54号と高野インターを結ぶハード整備につきましては、昨年10月17日に広島県庄原市と締結した「庄原市・飯南町自治体間交流に関する連携協定」に基づく交流を開始しております。交流事業を活性化させながら、具体的な計画の決定に繋がるような取組を進めてまいります。

次に道路網の整備についてであります。

町道頓原長谷線につきましては、最終の舗装工事を行い、事業完了する見込みであります。町道八神千原線につきましては、完成に向けて引き続き進捗を図ってまいります。新たに着手している町道新市赤名線につきましては、新年度において工事着手を行い、町道芦原鋳物屋線につきましては、用地測量を実施することとしております。

県事業の農道整備につきましては、真木張戸線は、引き続き完成に向け事業推進が図られ、農道整備の栗屋谷線、弓取線、頓原の張戸山手線、長谷坪野線は引き続き工事が進められ、安江中線と花栗の瀬戸線は新たに工事着手される予定であります。

次に、大雪・寒波への対応についてであります。

今年の冬は、2月に入り2回の寒波が襲来し、ビニールハウスへの被害も6件あったと把握しておりますが、赤名の最高積雪深も94センチを記録し、近年にない大雪となりました。

2月中に23回の除雪出動を行い、住民の交通確保に努めましたが、作業いただいた委託事業者及び個人のオペレータの皆さんに心より感謝申し上げます。

また、寒波による冷え込みも続き水道管凍結事故も多発しましたが、町民の皆さまのご協力もあり、大きな事故の発生を防ぐことができました。今後も事前の注意喚起に努め凍結による水道管の凍結事故防止に努めます。

次に、災害復旧事業についてであります。

令和3年7月豪雨により発生した195件の災害復旧工事については、残りの河川災害1件と林道災害2件が今月完了する予定であり、4年越しとなりましたが、全ての復旧をすることができました。この間、復旧にご尽力いただいた建設事業者の皆さまに感謝申し上げます。

今年度に発生した公共施設災害5件、農地・農業用施設災害2件の復旧工事につつまし

ては、令和7年度中の復旧に向け、鋭意努めてまいります。

次に簡易水道の整備についてであります。

簡易水道事業につきましては、今年度に詳細設計を行った宇山浄水場渇水対策工事及び農道改良等に伴う支障移転工事を実施することとしております。

合併以降20年間据え置いていた水道使用料につきましては、人口減少に伴う収入減や大規模な更新費用の捻出が懸念されることから、新年度に検討会議を設置し、料金改定の検討を進めたいと考えております。

次に、ごみ処理の普及啓発についてであります。

生ごみの減量化と、減量化に伴う焼却時の二酸化炭素削減を図るため、新年度の事業として木製のコンポストを活用したごみ処理の普及啓発を行います。

昨年開催した町政座談会でもご意見をいただいておりますが、環境に関する勉強会と併せてコンポストの組み立てを行う出前講座を実施したいと考えています。これらの取組を通じて、ごみの減量化を進めてまいります。

次に、公共施設等の脱炭素化についてであります。

新年度におきましては、電力消費量の多い役場本庁舎、赤来浄化センター及び頓原浄化センターの3施設に太陽光発電設備を整備し、電気自動車1台を導入したいと考えております。

太陽光発電設備の設置が可能なその他の公共施設におきましても、計画的に整備を進め、再生可能エネルギーの自家消費により、脱炭素化の推進と電気代の削減を図ってまいります。

次に、「協働で進めるまちづくり」自治・行政運営についてであります。

はじめに、飯南町功労者表彰についてであります。

冒頭に申し上げました「飯南町町制施行20周年記念式典」において、「飯南町功労者表彰式」を併せて行いました。

今年度は、飯南町消防団長として消防団の発展に貢献いただいた澤田秀樹さん、飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会会長として高校魅力化に貢献いただいた加藤博樹さん、農林業被害防止に貢献いただいた「飯南町猟友会」会長 藤原國利さん、相撲甚句を通じて地域振興に貢献いただいた「野見宿禰赤名相撲甚句会」会長 赤穴憲一さん、在宅支援サービスの提供など介護福祉事業へ貢献された「NPO法人あかぎ福祉会」理事長 岡田博文さん、コーラスグループを創設し文化芸術の向上に貢献いただいた「キュージーン」代表 岸野美保子さん、よさこいを通じた女性活躍社会の体現や地域振興に貢献いただいた「飯南牡丹組」代表 松田勢津子さんを、それぞれ「飯南町功労者」として表彰いたしました。

受賞された皆様のご功労にあらためて深く感謝申し上げるとともに、今後、

より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、コミュニティ把握調査の実施についてであります。

人口減少が進む中、担い手不足や役割分担の負担感など、現状の集落単位での地域運営が難しくなっており、様々な課題を感じられているのではないかと考えております。このことから、新年度はコミュニティ実態調査を実施したいと考えており、地域が抱えている具体的な課題を抽出し、今後のコミュニティのあり方を検討していくための基礎資料として活用したいと考えております。

次に、議会議員報酬の答申についてであります。

飯南町議会議員の報酬につきましては、飯南町議会議会活性化検討特別委員会において引き上げの検討結果が取りまとめられたことを受け、飯南町特別職報酬等審議会へ報酬の引き上げについて諮問いたしました。

審議会において審議された結果、議員報酬が平成17年の飯南町発足以来20年間据え置かれていることや、県内町村の議員報酬の状況等を踏まえ、議員報酬を引き上げることが適当であるとして、先月12日に答申を受けたところです。この度の報酬改定が、議員活動のさらなる充実と魅力ある議会づくりの一助となるよう期待いたします。

次に、財政の健全化についてであります。

近年の大規模建設事業により膨らんでいた地方債残高（借金）は、繰上償還を継続して実施してきた効果もあり、令和5年度決算において目標上限値の100億円を下回る98億8千万円余まで引き下げることができました。

しかしながら、歴史的な円安の影響による物価高騰や労務費の増加により、事業執行や施設管理のための全ての経費が増加傾向にあります。

また、人口減少には歯止めがかからず、町税などの自主財源の収入増加は見込めない状況にあり、収入の約半分を占める普通交付税も人口減少により今後減少していくものと考えています。

そうした歳入の減少に対応するために、更なる経費の削減や業務の効率化を行っていくことが重要となるとともに、再び地方債残高が100億円を超えることのないよう、継続して繰上償還を実施できるよう、財源を確保していかなければなりません。

様々な経費が増加する中で、これまで同様に質の高い行政サービスを維持していくためには、基金を取り崩して財政運営を行わなければ、収支均衡がとれない大変厳しい状況にあります。

従って、引き続き、

①行政の効率化として、効率的な行政サービスの提供、公共施設の統合、廃止も含めたあり方の見直し。

②事務事業の見直しとして、大規模建設事業などの計画的な執行、町債の発行抑制と繰

上償還の実施。

③財源の確保として、国・県の補助・交付金等の確保、町税やふるさと納税、基金運用や財産処分などによる自主財源の確保に努め、効率的でメリハリのある事業執行を行い、健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、令和6年度一般会計補正予算についてであります。

この度の補正につきましては、入込客減少に伴う琴引スキー場臨時管理費に2千2百万円を追加したほか、運用益の増に伴う基金積立金の増額、それぞれの事業の完了や精査に伴う減額などにより、総額としては8千7百万円余の減額補正としております。

次に、令和7年度当初予算の概要についてであります。

一般会計予算総額は、大規模事業や災害復旧事業の終了に伴い、対前年7.1%、5億6千万円余の減額となる、74億8千6百万円余を計上しております。

新年度における主な事業としては、

◆避難所となる赤名農村環境改善センターの非常用 発電機設置等改修工事に 1億2千6百万円余、

◆杉戸・中通の町営住宅改修整備に 6千9百万円余、

◆小中学校児童生徒等のタブレット更新に 3千万円余、

◆町営バス・スクールバスの更新整備に 2千7百万円余、

◆堆肥センターの設備等更新に 2千万円余、

◆役場庁舎への太陽光発電設備設置に 1千8百万円余、

◆三刀屋斎場の火葬炉更新工事に 1千万円余、

など、町民生活に直結する施設や住宅などの環境整備を引き続き進めていくほか、総合振興計画に掲げた取組を着実に進める予算として計上しております。

一方で、今後想定される特別養護老人ホーム建設支援などの大規模事業を見据え、将来の財政負担を踏まえた堅実な財政運営を行うための予算編成としたところです。

また、新たな取組として、先ほど申し上げた大型事業のほかに、

◆病児・病後児保育事業開始に 9百万円余、

◆高校魅力化をさらに進めるための地域高2留学に 7百万円余、

◆林業支援のための外部人材確保に 5百万円余、

◆スマート農業推進のための支援に 7百万円余、

◆健康なまちづくり計画の策定に 4百万円余、

などの新規事業があり、抑えた予算額ではありますが、最大限の効果を生むよう、取り組んでまいります。

また、病院事業会計につきましては、老朽化に伴う機械設備等の更新が順調に進んで

いることから、前年比 3 千万円余減の 13 億 7 千 7 百万円余とし、簡易水道事業会計につきましては、送水施設改修等により前年比 1 億 6 千万円余増の 5 億 7 千万円余、下水道事業会計につきましては、前年並みの 5 億 8 千万円余を、それぞれ計上しております。

以上、町政を運営するにあたっての私の基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。

まちの将来像である「笑顔と誇りを未来へつなぐまち 飯南」の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。引き続き、町政運営のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今回提案いたします議案は、承認を要する案件 1 件、議決を要する案件 22 件、令和 6 年度一般会計補正予算(第 9 号)など、予算案件 11 件であります。提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、10 時 35 分といたします。

午前 10 時 16 分休憩

.....

午前 10 時 31 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 6 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第 6、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度飯南町一般会計補正予算(第 8 号)）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。承認第 1 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 8 号）について。

処分年月日、令和 7 年 2 月 20 日。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第1号について説明します。

令和6年度飯南町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,376万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月20日 専決。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。補正前の額に4,780万円を追加し、42億3,994万円。

歳入合計。補正前の額に4,780万円を追加し、89億4,376万9千円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、土木費。補正前の額に4,780万円を追加し、9億3,132万2千円。

歳出合計。補正前の額に4,780万円を追加し、89億4,376万9千円。

総括についての説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

続いて事項別明細書4ページですが、めくっていただきまして、5ページ、1総括です。歳入については説明を省略し、6ページ、歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳は、全て一般財源で4,780万円の増です。

続いて7ページ、2歳入です。概要説明資料は1ページになります。

款、項、目ともに地方交付税、除雪費の増に伴い、普通交付税及び特別交付税を今回の補正の財源としています。

歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 歳出について、担当課長から説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。続いて説明します。

款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路除雪事業につきましては、2月7日の臨時会において、1,500時間分の業者委託料及び除雪機械の燃料費について増

額補正を行いました。2月4日から2月10日の間、1週間にわたり降雪が続き、さらにその後、2月18日からの寒波により、さらに降雪が続き、補正増額分では不足する見込みとなったため、2月20日専決により、1,650時間分の報償費及び委託料を増額したものです。

あわせて、長期にわたり除雪を実施したことによるチェーンやタイヤ、エッジ等の摩耗、そしてアスファルトの損傷やグレーチング、側溝の破損等が増えたことから、消耗品費と修繕費につきましても、それぞれ増額しております。

承認第1号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての3議案を、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。議案第2号について説明します。

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

続く1ページに改正文を付けていますが、読み上げは省略し、2ページの説明資料にて説明します。

はじめに、1提案理由です。地方自治法の一部改正に伴い、引用している法律の条ずれが生じたため、改正を行うものです。

続いて、2改正条例の概要です。改正する条例は、（1）アからエまでの4つの条例であり、（2）に記載のとおり条ずれの改正を行うものです。

3施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行日、これは公布の日から2年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、現時点で施行期日を定める政令は未交付となっています。

3ページから4ページには新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。説明は以上です。

続いて、議案第 3 号について説明します。

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

1 ページより改正文をつけていますが、読み上げは省略し、4 ページの説明資料にて説明します。4 ページをお願いします。

はじめに、1 提案理由です。刑法等の一部改正に伴い、関係する条例の文言の改正を行うものです。

続いて、2 改正条例の概要です。改正する条例は（1）アからキまでの 7 つの条例であり、（2）に記載のとおり、「懲役」及び「禁錮（禁固）」について「拘禁刑」に改正を行うものです。

施行期日は令和 7 年 6 月 1 日としています。

5 ページから新旧対照表をつけていますので、ご確認ください。説明は以上です。

続いて、議案第 4 号について説明します。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

続く、1 ページに改正文をつけていますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明します。

はじめに、1 提案理由です。デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、引用している法律の条項ずれが生じたため改正を行うものです。

続いて、2 改正条例の概要です。改正する条例は（1）アからウまでの 3 つの条例であり、（2）に記載のとおり、条項ずれの改正を行うものです。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日としています。

3 ページから新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 5 号、飯南町都市・地域再生等利用区域の指定区域の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 5 号について説明します。

飯南町都市・地域再生等利用区域の指定区域の利用に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

1 ページに制定文つけておりますが、読み上げは省略いたします。3 ページをご覧ください。説明資料です。

1. 提案理由。飯南町が河川敷地占用許可準則に定める都市・地域再生等利用区域の指定、いわゆる河川空間のオープン化ですが、こちらを受けることに伴い、区域内で営業活動も含めた事業の実施が可能となることから、施設等の利用に関し条例を制定するものです。

2. 条例の概要です。飯南町が許可を受けました志津見ダム周辺の河川施設等の利用に関しまして、必要な事項を定めるものです。2 条、3 条におきましては、利用の許可や制限について定めております。利用の範囲につきましては、募金や物品販売、あるいは協議、展示会等を想定しております。

(3) の利用料、4 条関係ですが、こちらにつきましては、現在 1 平米当たり 1 日 0.5 円の利用料を徴収したいと考えております。こちらにつきましては、島根県の流水占用料徴収条例に基づきまして、それに合わせて安価な利用料ではありますが、設定したいというふうに思いまして、多くの方に利用できるような料金としております。

(4) の利用料の減免、(5) の利用料の返還につきましても、他の条例等に基づきまして定めております。

4 ページをご覧ください。7 条には原状回復の義務を定めております。

施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。

今回指定をする区域につきましては、5 ページから 8 ページに表をつけております。志津見ダム周辺、そしてフラワーバレーのイベント広場、神戸の森・多目的広場としております。今後追加等、必要に応じましてオープン化の範囲も広げていきたいと思いますが、当初としてはこの 3 つの区域を指定したいと考えております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 6 号、飯南町病児病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。議案第 6 号について説明します。

飯南町病児病後児保育施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

続く 1 ページから制本文をつけておりますが、読み上げは省略させていただき、3 ページの説明資料にて説明します。3 ページをご覧ください。

1 の提案理由ですが、病気等の児童を一時的に預かる施設として病児病後児保育施設を設置することに伴い、必要な事項を定めるものです。

2 の条例の概要。施設の名称は飯南町病児病後児保育施設。設置位置は飯南町頓原 2084 番地 4 となります。

(2) 施設利用の対象となる児童ですが、保護者の仕事等の理由により、家庭での保育が困難でかつ医師が施設の利用に適合すると判断した生後 6 月から小学校 6 年生までの児童で、アからウに記載しておりますいずれかに該当する児童としております。

(3) の施設の開所日及び開所時間ですが、開所日については、アからエに記載してある日を、これらの日を除く日としております。それらの日で午前 8 時から午後 6 時までを開所時間としております。

(4) の利用料ですが、日額としまして、児童 1 人につき 1,000 円、生活保護世帯については無料としております。近隣の市町の状況を視察等させていただき、こういう形での設定をさせていただきたいと考えています。

3 の施行期日ですが、運営開始と合わせた令和 7 年 4 月 1 日としております。説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 7 号、飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 9 号、飯南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。それでは、議案第 7 号について説明します。

飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

次の 1 ページから改正文をつけていますが読み上げは省略し、3 ページの説明資料にて説明します。3 ページをお願いいたします。

はじめに 1. 提案理由です。育児介護休業法等の一部改正に伴い、職員が柔軟な働き方を実現するため、職員の勤務時間等について措置の拡充を図るものです。

続いて、2.改正条例の概要です。

まず初めに（1）職員の勤務時間休暇等に関する条例の改正ですが、アのところで子のある職員について、時間外勤務をさせてはならない職員の範囲について、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するもの。

それから、続くイからエにおいては、仕事と介護の両立について、制度の周知や意向確認等を行うよう改正するものです。

続いて（2）職員の育児休業等に関する条例の改正ですが、法律の改正により引用条項のずれを改正するものです。

施行期日は、令和7年4月1日としています。

4ページから新旧対照表をつけていますので、あわせてご確認ください。議案第7号については以上です。

続いて、議案第8号について説明します。

飯南町職員の給与に関する条例（平成17年飯南町条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出、飯南町長。

次の1ページから改正文をつけていますが、読み上げは省略しまして、30ページ、説明資料をつけておりますので、こちらで説明をいたします。30ページをお願いいたします。

まずはじめに1.提案理由です。島根県人事委員会の勧告に準じて給与表及び諸手当の改正を行うものです。

続いて、2.改正条例の概要です。まずはじめに、（1）職員の給与に関する条例の改正ですが、県に準じてア給与表の改正を行うもの。それから続くイについては、医師等に支給する初任給調整手当の限度額を引き上げるものです。

それから、ウ扶養手当については、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものであり、2年間で段階的に実施するよう改正します。

また、現在該当者はありませんが、エ地域手当については、段階的に引下げを行うものです。

次に、オ通勤手当についてですが、支給限度額を15万円まで引き上げるものですが、新幹線等公共交通機関による通勤手当の規定であり、本町では引上げによる影響はありません。

続いて、31ページをお願いいたします。31ページ、カ管理職特別勤務手当の改正です。平日深夜に係る支給対象時間を午後10時からに拡大するものです。

続いて、（2）定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の追加ですが、地域手当、

住居手当を支給するよう改正します。

3. 施行期日ですが、2の(1)のイ初任給調整手当については公布の日とし、令和6年4月1日に遡及して適用するものとし、その他については、令和7年4月1日としています。

32 ページから新旧対照表をつけておりますのであわせてご確認ください。議案第8号については以上です。

続いて、議案第9号について説明します。

飯南町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年飯南町条例第40号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出、飯南町長。

1 ページより改正文をつけていますが、読み上げは省略し、3ページの説明資料にて説明します。3ページをお願いします。

はじめに、1. 提案理由です。近年の災害の激甚化及び頻発化に対処するため、島根県の例に倣い職員の特殊勤務手当について、災害応急作業等従事手当を新設するものです。

続いて、2. 改正条例の概要です。

(1) には手当の支給要件として、①巡回監視と②応急作業または災害状況の調査の内容について定めるものです。

(2) 手当の支給額及び(3) 支給する手当の額の割増額については、島根県と同一の金額で定めたいと考えております。

続いて、4 ページです。3. 施行期日については、公布の日としています。

5 ページから新旧対照表をつけていますので、あわせてご確認ください。議案第9号について説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第10号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第11号、飯南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。それでは議案第10号について説明します。

飯南町消防団員等公務災害補償条例（平成17年飯南町条例第158号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、2ページからの説明資料で説明します。2ページをご覧ください。

1. 提案理由です。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。改正内容は、損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改訂です。(1) アは消防団員の補償基礎額、イは消防作業従事者等の補償基礎額。3ページにあります(2)は、扶養親族等に係る補償基礎額の加算額についての改訂になります。

3. 施行期日です。令和7年4月1日ですが、経過措置により、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償、及び同日前の期間にかかる傷病補償年金等については、これまでの規定が適用されます。

4ページ以降には新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。議案第10号についての説明は以上です。

続いて、議案第11号について説明します。

飯南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年飯南町条例第159号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出、飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げを省略し、2ページの説明資料で説明します。2ページをご覧ください。

1. 提案理由です。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。改正内容は、非常勤消防団員退職報償金について、新たに勤務年数35年以上の区分を追加するものです。なお、本町では現在4名が35年以上の勤務となっております。

3. 施行期日です。令和7年4月1日ですが、経過措置により、同日前に退職した非常勤消防団員については、これまでの規定が適用されます。

3ページには新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。議案第11号についての説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第12号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長(深石 尚志) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。議案第 12 号について説明いたします。

飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例（平成 27 年飯南町条例第 34 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

次の 1 ページから改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、3 ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。令和 6 年度整備分の園芸作物生産施設の設置に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。リースハウスが新たに完成することに伴い、獅子園芸作物生産施設 2 号、野萱園芸作物生産施設 2 号を追加するものです。

獅子園芸作物生産施設 2 号の番地は獅子 217 番地 4、野萱園芸作物生産施設 2 号の番地は野萱 105 番地 1 及び野萱 106 番地 1 となります。

3. 施行期日。規則で定める日としております。

裏面に位置図等をつけておりますので、ご確認ください。議案第 12 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 13 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 15 号、赤名ファミリーケアセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての 3 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 13 号について説明します。

飯南町国民健康保険条例（平成 17 年飯南町条例第 98 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

次のページの改正文の読み上げを省略し、2 ページからの説明資料でご説明いたします。2 ページです。説明資料です。

はじめに、1. 提案理由です。国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が公布され、令和 7 年 4 月 1 日付で国民健康保険料の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、2. 改正条例の概要です。（1）保険料賦課限度額引上げに伴う負担軽減、これは保険料負担の公平性の確保及び中間所得層の被保険者の負担に配慮する目的で、保

険者の限度額の見直しがあり、基礎賦課額に係る賦課限度額を現行 65 万円から 66 万円に上げ、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行 24 万円から 26 万円に引き上げるものです。

(2) 軽減措置の拡大に伴う負担軽減、これは低所得者の被保険者の負担を軽減する目的で、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準の見直しがありまして、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、現行 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げるものです。

3. 施行期日です。次のとおり経過措置があります。

なお、次のページ、3 ページから新旧対照表を付けておりますので、ご確認ください。説明は以上です。

続きまして、議案第 14 号について説明します。

飯南町子ども等医療費助成条例（平成 17 年飯南町条例第 90 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

次のページの改正文の読み上げを省略しまして、2 ページの説明資料をお願いいたします。説明資料です。

はじめに、1. 提案理由です。児童手当法関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。児童手当法関係法令において、準拠する児童手当に係る所得制限が撤廃されたことから、慢性呼吸器疾患等 16 疾患群に係る入院医療費助成対象者の所得制限を規定する条文を削除するものです。

3. 施行期日です。公布の日としております。

次のページから新旧対照表を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

続いて議案第 15 号について説明します。

赤名ファミリーケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 97 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

次のページの改正文の読み上げを省略し、2 ページの説明資料にて説明をいたします。

2 ページ、はじめに、1. 提案理由です。赤名ファミリーケアセンターにおける介護事業廃止に伴い、条例を廃止するものです。

2. 条例の概要としましては、赤名ファミリーケアセンターの指定管理者であるあかぎ福祉会により、これまで認知症対応型共同生活介護事業が行われてきましたが、法人からの申し出による本事業廃止に伴い、この条例を廃止するものです。

3. 施行期日は令和7年3月31日です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第16号、飯南町の辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第16号について説明します。

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出、飯南町長。

1 ページ目に総合整備計画書をつけておりますが、読み上げを省略しまして、2 ページの説明資料で説明いたします。

1. 提案理由です。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、公共的施設の整備が必要となり計画を定めるものです。

2. 計画の概要です。（1）辺地名は志々辺地。（2）施設名につきましては、町道整備です。町道八神千原線の整備事業と、町道芦原鋳物屋2号線整備事業、そしてスクールバス整備事業です。

（3）事業の量につきましては、町道八神千原線整備事業につきましては2億5,560万円。町道芦原鋳物屋2号線整備事業につきましては1億300万円です。スクールバスの整備につきましては2,701万6,000円。合計3億8,561万6,000円です。

（4）事業期間は、令和7年度から令和11年度までとしております。

3 ページには県からの協議の回答書をつけておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第17号、和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。議案第17号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、別紙のと

おり和解したいので議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長です。

次のページから別紙をつけておりますので、ご覧ください。

別紙。1 事件名及び裁判所。

(1) 事件名、令和 6 年（ワ）第 23 号いじめ重大事態再調査不履行等慰謝料請求事件。

(2) 裁判所、松江地方裁判所。

2 当事者。

(1) 原告、島根県飯石郡飯南町□□□□□□。□□□□（原告法定代理人親権者□□□□□□）

(2) 被告、島根県飯石郡飯南町下赤名 880 番地、飯南町。

3 請求の趣旨。

(1) 被告は原告に対し、金 2 円およびそれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え

(2) 訴訟費用は被告の負担とする との判決を求める。

4 請求原因。

(1) いじめ防止対策推進法に基づく再調査を懈怠したことについて、慰謝料請求権 1 個 訴額 1 円。

(2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づく不登校解消義務を懈怠したことについての慰謝料請求権、1 個 訴額 1 円。

次のページをご覧ください。

5 和解条項。

(1) 被告は、原告に対し、本件調査について次のとおり追加調査を行うことを約する。

原告は、上記追加調査の内容等に異議はない。

①委員。□□□□、□□□□、□□□□、□□□□の 4 名。

②調査対象事業。別紙一覧表事案番号 A－3 ないし 9、11 ないし 17、19 ないし 33、41、B－1、4、5。訴状別紙一覧表を添付いたします。対象は別紙一覧表の「要調査」の列に「要」と記載のある事案を記載しています。

③調査方法。利害関係人からの聴き取り調査及び従前の調査資料の再検討。

(2) 原告及び利害関係人は、被告に対し追加調査について意見を述べることはあるが、更なる追加調査や、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく町長による再調査を求めることはしないことを約する。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び利害関係人並びに被告は、原告と被告との間及び利害関係人と被告との間には、本件調査及び本件いじめへの対応並びに原告が保育所や飯南町立□□小学校に

在籍している間に、保育所や飯南町立□□小学校に関連して原告及び利害関係人について生じた出来事に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

次のページから調査対象事業の一覧表を掲載しております。一覧表につきましては、原告代理人が作成し、裁判所を通じて送られてきたものとなっており、何回かコピーされたものでございまして、鮮明ではなく見えづらい部分がございます。申し訳ございませんが、タブレットの拡大等をあわせて見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第 17 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 18 号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定について及び議案第 19 号、公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者の指定についての 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 18 号について説明します。

公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。
令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

1 ページ目をご覧ください。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、飯南町谷笑楽校。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町井戸谷 478 番地 1。

谷自治振興会 会長 永田一博。

3. 指定する期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。

本施設については、その性格などを考慮し、地域の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。

なお、この後に説明します議案第 19 号につきましても、同様の規定に基づき選定しております。議案第 18 号については説明は以上です。

続きまして、議案第 19 号について説明します。

公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

1 ページ目をご覧ください。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、飯南町ふるさと回想館。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町小田 276 番地 1。

小田真木自治振興協議会 会長 安部和昭。

3. 指定する期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。議案第 19 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 20 号、公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 20 号について説明します。

公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

次のページを、1 ページをお願いします。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、頓原ラムネ銀泉。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町頓原 1070 番地。

宇山振興組合 組合長 柳生 武。

3. 指定する期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間としています。

本施設につきましては、その性格などを考慮し、地域の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定に

に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。議案第 20 号については以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 21 号、公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者の指定について、議案第 22 号、公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者の指定について、及び、議案第 23 号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定についての 3 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。議案第 21 号について説明します。

公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

続く 1 ページをご覧ください。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、下来島多目的集会施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町下来島 707 番地 2。

来島郷の会 会長 加藤誠爾。

3. 指定する期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。3 年間となります。

なお、本施設については、その性格などを考慮し、地域の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として、施設設置当時から管理している地元団体を選定するものです。

また、この後説明します議案第 22 号、議案第 23 号についても同様の理由により公募によらない指定管理者として選定をしております。

続いて、議案第 22 号について説明します。

公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

続く 1 ページをお願いします。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、飯南町健康増進施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町下来島 707 番地 2。

来島郷の会 会長 加藤誠爾。

3. 指定する期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。3 年間です。

議案第 22 号の説明は以上となります。

続いて、議案第 23 号について説明します。

公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

続く 1 ページをお願いします。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、飯南町地域食材提供施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町下来島 707 番地 2。

来島郷の会 会長 加藤誠爾。

3. 指定する期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。それでは、議案第 24 号について説明します。

令和 6 年度飯南町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,720 万 5 千円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 88 億 5,656 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 3 日 提出。飯南町長。

第 1 表 歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。補正前の額に 6,323 万 6 千円を追加し、43 億 317 万 6 千円。

款、分担金及び負担金。補正前の額から 124 万 9 千円を減額し、5,593 万 6 千円。

款、使用料及び手数料。補正前の額から 19 万 8 千円を減額し、8,728 万 9 千円。

款、国庫支出金。補正前の額から 2,937 万 2 千円を減額し、7 億 858 万円。

款、県支出金。補正前の額から 4,184 万 7 千円を減額し、5 億 4,716 万 2 千円。

款、財産収入。補正前の額に 181 万 5 千円を追加し、2,269 万 2 千円。

款、寄付金。補正前の額に 227 万 1 千円を追加し、1 億 7,634 万 2 千円。

款、繰入金。補正前の額から 5,650 万円を減額し、5 億 9,020 万円。

款、諸収入。補正前の額に 903 万 9 千円を追加し、2 億 7,278 万 7 千円。

款、町債。補正前の額から 3,440 万円を減額し、12 億 5,850 万円。

歳入合計。補正前の額から 8,720 万 5 千円を減額し、88 億 5,656 万 4 千円。

ページをおめくりください。3 ページ目、歳出でございます。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。財源変更のため計上しており、補正額 0 円で補正後額が補正前の額と変わらず 6,571 万 6 千円。

款、総務費。補正前の額に 1,017 万円を追加し、18 億 6,994 万 8 千円。

款、民生費。補正前の額から 3,896 万 1 千円を減額し、15 億 1,453 万 6 千円。

款、衛生費。補正前の額に 1,263 万 6 千円を追加し、8 億 7,086 万 6 千円。

款、農林水産業費。補正前の額から 7,555 万 1 千円を減額し、7 億 7,339 万 6 千円。

款、商工費。補正前の額に 625 万 5 千円を追加し、4 億 9,607 万 2 千円。

款、消防費。補正前の額から 175 万 4 千円を減額し、2 億 4,642 万 7 千円。

歳出合計。補正前の額から 8,720 万 5 千円を減額し、88 億 5,656 万 4 千円。

ページをおめくりください。4 ページ、第 2 表 繰越明許費補正の追加です。

款、総務費、項、総務管理費。事業名、頓原農村環境改善センターみせん臨時管理費 3,340 万円は、エレベーターの納入に不測の期間を要することとなり繰越すもの。

続く、滞在型地域交流拠点整備事業 2 億 76 万 6 千円は、発注時期が年度後半となったことにより、年度内での完成が困難となったため繰り越すもの。

款、農林水産業費、項、農業費。事業名、農地耕作条件改善事業 250 万 2 千円は、区間整理工事の完了が遅れたため、その後に実施する換地業務委託費を繰り越すもの。

款、土木費、項、道路橋梁費。事業名、橋梁長寿命化事業補助 1,710 万円及び法面等災害防除事業交付金 1,450 万円は、いずれも 2 月の積雪により事業進捗が遅れたことにより繰り越すもの。

続く、町道新市赤名線整備事業交付金 300 万円は、事業実施にあたり必要となった電柱移転の移転先用地取得に時間を要したため繰り越すもの。

続く、町道八神千原線整備事業交付金 3,650 万円は、事業実施の際に土質が悪いことが判明し、追加の対応が必要となったため繰り越すもの。

款、教育費、項、小学校費。事業名、小学校共通臨時管理費 471 万円は、志々小学校の耐震診断結果に対応した学びの場を確保するための対策を現在検討中であるため繰り越すもの。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費。事業名、現年補助農地災害復旧事業 1,000 万円。現年補助農業用施設災害復旧事業 1,600 万円。及び、項、公共土木施設災害復旧費。事業名、現年補助公共土木施設災害復旧費 4,400 万円は、いずれも 2 月の積雪により事業進捗が遅れたことにより繰り越すものです。

以上、説明しましたように、多くの事業を繰り越すこととしています。今後、これらの事業も可能な限り早期の事業管理に努めてまいります。

また、6 月定例会において、繰越計算書の報告書に合わせ進捗状況を報告いたします。

続きまして、5 ページ、第 3 表 地方債補正変更です。起債の目的。過疎地域自立促進特別事業債。1,060 万円減額し 1 億 3,730 万円。子ども等医療費助成医療従事者確保対策の事業費確定による減額です。

次に、臨時財政対策債。750 万円全額を減額し、変更後の限度額ゼロとなります。国の補正により普通交付税で、今後の臨時財政対策債に対する償還額が先立って交付されていることによる減額です。

次に、農業施設整備事業債。710 万円減額し 3,890 万円。リースハウスの整備事業整備費確定による減額です。

次に、農業基盤整備事業債。130 万円減額し 7,620 万円。農地耕作条件改善事業の事業費確定による減額です。

次に、林業事業債。300 万円全額を減額し、変更後の限度額はゼロ。県実施の林道整備事業において、町負担金が不要となったことによる減額です。

次に、消防施設整備事業債。490 万円減額し 1,950 万円。高規格救急自動車等の購入

経費確定による減額です。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

続いて、事項別明細書、6 ページです。1 枚めくっていただきまして、7 ページ1 総括ですが、歳入については説明を省略し、8 ページ歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金 6,460 万 2 千円の減。地方債 2,690 万円の減。その他特定財源 380 万 7 千円の増。一般財源 49 万円の増です。

続いて9 ページ、歳入です。概要説明資料は1 ページになります。

款、項、目ともに地方交付税、普通交付税を今回の補正の財源としています。

続いて、款、分担金及び負担金、項、分担金、目、農林水産業費分担金は、事業費の確定による減額。

続く、款、使用料及び手数料、項、使用料、目、商工使用料は、チャレンジオフィスの入居者退去に伴う減額。

続いて、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、児童手当の確定に伴う減額。

続いて、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、戸籍システム改修の延期や、システム標準化、物価高騰対策の給付実績に伴う減額。

続く、目、民生費国庫補助金は、補助金の制度変更に伴う増減になります。

また、目、農林水産業費国庫補助金は、事業費の確定による減額です。

続いて10 ページをお願いします。

款、県支出金、項、県負担金、目、民生費県負担金は、児童手当の確定に伴う減額。

続いて、項、県補助金、目、総務費県補助金から、目、災害復旧費県補助金については、事業費の確定や交付金の確定に伴うものですが、目、農林水産業費県補助金の中の捕獲事業者育成事業については、県により代替事業が実施されたことに伴う減額となっています。

続いて11 ページをお願いします。概要説明資料は2 ページに入っています。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金運用益による増額です。

続いて、款、項、寄付金、目、一般寄付金は、本年度も一般寄付金をいただいたことから増額となっています。

続いて、款、繰入金、項、基金繰入金ですが、事業費の確定等に伴い、4 つの基金に

ついて、戻入れや減額を行っています。

続いて、款、諸収入、項、受託事業収入、目、民生費受託事業収入は、配分額の確定や広域保育受託に伴う増額。続いて12ページをお願いします。

目、衛生費受託事業収入は、事業実績に伴う減額です。

次に、項、雑入、目、納付金及び目、雑入については、交付決定や実績見込み等による増減となっています。

続いて、款、項、町債は、事業費確定に伴う減額です。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について、関係課長より説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

続いて、14ページ、歳出をお願いします。概要説明資料は4ページです。

款、項、目ともに議会費。議会臨時管理費は、議会のタブレット導入について市町村振興協会補助金の交付決定があったことに伴い財源変更を行うものです。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費につきましては、退職手当特別負担金の増による増額です。

電算等臨時管理費につきましては、標準化システムの実績による減、及び議会ペーパーレスシステムの補助金確定に伴う財源変更です。

目、財政管理費。財政事務経常管理費につきましては、財務書類作成支援業務の事業費確定による減額です。

目、企画費。CATV事業経常負担金につきましては、人件費の増による負担金の増額です。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、目、地域振興費。新エネルギービジョン推進事業は、申請実績による減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

地域おこし協力隊活動事業につきましては、地域おこし協力隊の未採用、こちら高校魅力化コーディネーターになりますが、こちらが未採用だったことによる減額です。

集落支援員活動事業及び地域・人づくり事業につきましては、事業実績による減額です。

価値ある飯南暮らし創生事業につきましては、島根県市町村振興協会の補助金が交付決定されたことによる財源変更です。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、予算書 15 ページをお願いします。

目、地域交通対策費、赤名三次線運行費補助金は、備北交通の事業費確定による増額です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて、目、基金費。基金運用益をそれぞれの基金に積み立てるものです。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、項、目とも、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳臨時管理費は、戸籍の読み仮名対応につきまして、読み仮名を確認頂くための通知書郵送料の財源となる補助金が令和 7 年度に見送られたことによる減額となります。

続いて、住民基本台帳関係電算管理費は、システム負担金の確定による減額です。

続いて、16 ページになります。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。給付金定額減税一体支援事業は、昨年 10 月末を申請期限として実施しました調整給付などの給付金事業の実績に伴う減額です。

○保健福祉課長（安部 農）

外出支援タクシー助成事業は、保健福祉事業負担金の確定による財源変更です。

目、老人福祉費。雲南広域連合経常負担金（介護保険分）は、事務費の減に伴う負担金の減額です。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。子ども・子育て支援対策事業は、出生児童数の減少による出産祝い金の減額です。

続いて、出会い創出事業は、結婚祝い金の支給見込みなどによる減額と、県からの交付金確定による財源変更です。

続く、保育士確保対策事業は、就学の初年度となる方の補助金申請がなかったことなど、実績に伴う減額です。

○保健福祉課長（安部 農）

こども家庭センター運営事業（児童福祉）は、国の対応補助金変更及び、交付決定に伴う財源変更です。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、目、児童措置費。児童手当費が支給実績による減額です。大きな減額となっておりますが、これは令和 6 年度予算におきまして、令和 7 年 4 月支給の児童福祉手当を含めて計上したところ、その財源となる国県からの交付金が令和 7 年度に措置されたことに伴うものです。

続いて、目、児童福祉施設費。保育所共通経常管理費は、広域保育の受託料が増えた

ことによる増額です。

続く、町立保育所業務委託ですが、雲南市からの広域保育の受託料が増えたこと。補助金の確定による財源変更です。

○保健福祉課長（安部 農）

目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、高額療養費の増による財源変更です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

予算書は 17 ページです。項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費については、実績による減額です。

○保健福祉課長（安部 農）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。保健師人件費は高齢者の保健事業と介護予防一体的実施業務委託料収入の確定による財源変更です。

医療従事者確保対策事業は、確保していた新規申請枠への応募実績がなかったことによる減額です。

目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、総接種回数の見込みの減による委託料の減額です。

目、母子衛生費。育児等健康支援事業は、島根県産後のケア事業精算に伴う返還金の増額です。

こども家庭センター運営事業（母子保健）は、国庫補助金の精算に伴う過年度返還金の増額です。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）は、人件費の確定に伴う負担金の増額です。

○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。病院事業会計補助金及び出資金については事業会計のほうで説明します。

○住民課長（野津 史昭）

予算書は 18 ページになります。項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、人件費の増額と、いいしクリーンセンター及び雲南エネルギーセンターの燃料費、光熱水費等の実績に伴う事業費減額による負担金の減額です。

○産業振興課長（深石 尚志）

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。中山間直接支払い事業は、加算部分の 3 割減による交付金確定による減額です。

リースハウス団地整備事業は、当初、新規就農者のリースハウス整備の予定でしたが、上来島から撤退した事業者のリースハウスを継承することになったため減額するもので

す。

多面的機能支払い事業は、交付金確定による減額です。長寿命化の3割減となっております。

目、農地費。農地耕作条件改善事業は、加田地区の事業費確定に伴う減額です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

目、国土調査費。国土調査事業補助事業につきましては、事業費確定による減額です。

○産業振興課長（深石 尚志）

続いて、概要資料7ページ。項、林業費、目、林業振興費。シカ森林被害対策捕獲事業は、県が単独の代替事業を実施したことによる減額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、目、林道費。各種負担金は、県の林道土打線整備に対する予算が国費と県費で賄えたため、町の負担金が不要となったことによる減額です。

○産業振興課長（深石 尚志）

目、造林費。町行造林事業補助は事業費確定による減額です。

森林整備協定事業補助は、事業費確定による減額です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

予算書19ページとなります。

款、商工費、項、商工費、目、商工振興費ですが、生活機能維持・確保支援補助金（ガソリンスタンド支援）の申請実績による減額となります。

続きまして、目、観光費ですが、琴引スキー場外臨時管理費ですが、こちらにつきましては、入り込み客数が3万2千人に届かない見込みのための増額となります。

観光施設維持管理費につきましては、チャレンジオフィスの利用がなかったことによる財源変更でございます。

地域おこし協力隊活動費観光ですが、地域おこし協力隊の採用につきまして、今年度募集がなかったことによる減額となります。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人件費及び事務費の増による負担金の増額です。

雲南広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、高規格救急自動車整備事業完了による負担金の減額です。

続いて、予算書は20ページになります。

目、非常備消防費。非常備消防経常管理費につきましては、団員報酬の実績による減額です。

目、消防施設費。消防設備整備単独事業につきましては、軽積載車整備事業の事業費

確定による減額です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて 21 ページをお願いします。給与費明細書です。

はじめに 1 特別職ですが、比較の欄をご覧ください。人数の変更はなく、消防団報酬の実績に伴う減額となっています。

続いて、22 ページ、一般職（1）総括になりますが、23 ページのアとイの合計になりますので、23 ページの資料で説明します。23 ページをお願いします。

まず、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職員について比較の欄をご覧ください。人数の変更がなく、職員手当について、退職者の増に伴う退職手当特別負担金の増額です。

続いて、その下イの会計年度任用職員です。同じく比較の欄をご覧ください。まず職員数について、地域おこし協力隊の退職や採用実績等によりまして、4 名減の 67 名となっています。したがって、人数の減によりまして、報酬、職員手当、共済費を減額するものです。

24 ページには給料及び職員手当の増減額の明細、それから 25 ページには、給料及び職員手当の状況を記載していますので、あわせてご確認ください。議案第 24 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。ここで休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 48 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。引き続き提案理由の説明を求めます。

議案第 25 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 25 号について説明します。

令和 6 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,772 万 6 千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

次、2ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、財産収入。補正前の額に59万9千円を追加し、69万9千円。

歳入合計。補正前の額に59万9千円を追加し、6億4,772万6千円。

3ページです。ページをおめくりください。歳出です。

款、基金積立金。補正前の額に59万9千円を追加し、1,200万2千円。

歳出合計。補正前の額に59万9千円を追加し、6億4,772万6千円。

続きまして事項別明細書、ページをおめくりください。5ページの1. 総括。歳入の説明は省略しまして、6ページをお願いします。歳出ですが、補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源です。59万9千円の増です。

7ページをお願いします。概要説明資料は、8ページです。2. 歳入です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金。国民健康保険事業基金利子は、基金運用益の分配。12月末までの運用益です。

8ページをお願いします。歳出です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金。国保事業運営基金積立金は、先ほどの基金運用益の分配をこちらに積み立てるものです。議案第25号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第26号、令和6年度飯南町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第26号について説明します。

第1条 令和6年度飯南町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款、病院事業収益。既決予定額に2,023万5千円を追加し、11億85万8千円。

第1項、医業収益。既決予定額から330万5千円を減額し、7億7,668万2千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に2,354万円を追加し、3億2,417万6千円。

支出。第1款、病院事業費用。既決予定額に171万円を追加し、12億3,672万3千円。

第1項、医業費用。既決予定額に83万2千円を追加し、12億2,547万8千円。

第2項、医業外費用。既決予定額に87万8千円を追加し、1,024万5千円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額から744万1千円を減額し、1億5,754万9千円。

第1項、企業債。既決予定額から740万円を減額し、6,710万円。

第2項、一般会計出資金。既決予定額から4万1千円を減額し、8,768万7千円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額から175万5千円を減額し、2億1,663万5千円。

第1項、建設改良費。既決予定額から170万円を減額し、8,353万7千円。

第2項、企業債償還金。既決予定額から5万5千円を減額し、1億3,309万8千円。

次のページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。限度額の変更になります。

起債の目的、施設整備事業、医療機器等整備事業。変更前の限度額から740万円を減額し、変更後の限度額が6,710万円となります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じです。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

3ページです。実施計画書になります。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。収入。

目、その他医業収益。既決予定額から330万5千円を減額し、6,910万8千円。

目、他会計補助金。既決予定額に2,354万円を追加し、2億9,354万円。

支出。目、減価償却費。既決予定額に83万2千円を追加し、1億2,297万9千円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費。既決予定額から12万2千円を減額し、623万5千円。

目、消費税。既決予定額に100万円を追加し、400万円。

4ページです。2. 資本的収入及び支出。収入。

目、企業債。既決予定額から740万円を減額し、6,710万円。

目、一般会計出資金。既決予定額から4万1千円を減額し、8,768万7千円。

支出。目、建物整備費。こちらは財源変更になります。

目、有形固定資産購入費。既決予定額から170万円を減額し、7,175万6千円。

目、企業債償還金。既決予定額から5万5千円を減額し、1億3,309万8千円。

5ページです。明細書になります。1. 収益的収入及び支出。収入。

目、その他医業収益については、今年度実施した新型コロナウイルスワクチン接種の実績による減額です。

目、他会計補助金については、コロナ禍以降、地域医療提供体制確保のためとして、特

別地方交付税の措置があり、本年度も交付されることとなりましたので、こちらを増額しています。

支出のほうです。目、減価償却費については、施設整備の確定による増額です。

目、支払い利息及び企業債取扱い諸費については、本年度償還利息の確定による減額です。

目、消費税については、課税収入増の見込みによる支払い消費税の増額です。

6 ページです。2. 資本的収入及び支出。収入です。

目、企業債については、施設整備及び医療機器等整備に係る事業の確定による減額です。

目、一般会計出資金については、企業債償還金の確定によるルール分の一般会計繰入金の減額です。

支出です。目、建物整備費については、起債確定による財源変更ですので補正額はゼロとなっています。

目、有形固定資産購入費については、事業費の確定による減額です。

目、企業債償還金については、本年度償還額の確定による減額です。

7 ページから予定キャッシュフロー計算書など付属資料を添付していますが、説明は省略いたします。議案第 26 号の説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 27 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 27 号について説明します。

第 1 条 令和 6 年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額から 2,200 万円を減額し、2 億 2,928 万 6 千円。

第 1 項、企業債。既決予定額から 660 万円を減額し、1 億 4,630 万円。

第 3 項、負担金及び受託金。既決予定額から 1,540 万円を減額し、2,668 万 4 千円。

支出。第 1 款、資本的支出。既決予定額から 2,200 万円を減額し、2 億 6,502 万 7 千円。

第 1 項、建設改良費。既決予定額から 2,200 万円を減額し、7,565 万 4 千円。

次、2 ページです。

第 3 条 予算第 5 条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

限度額の変更です。変更前の限度額から 660 万円を減額し、変更後の限度額 3,470 万円

です。起債の方法、償還の方法は補正前に同じです。

令和 7 年 3 月 3 日 提出、飯南町長。

次に 3 ページです。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 資本的収入及び支出。収入。

目、企業債。既決予定額から 660 万円を減額し、1 億 4,630 万円。

目、工事負担金。既決予定額から 1,540 万円を減額し、2,668 万 4 千円。

支出。目、建設改良費。既決予定額から 2,200 万円を減額し、7,565 万 4 千円。

次に 4 ページです。明細書になります。概要説明書は 11 ページになります。

1. 資本的収入及び支出。

収入につきましては、県の張戸山手線農道改良における下水道管支障移転工事が不要となったことによる企業債、工事負担金の減額です。

支出につきましては、県の張戸山手線農道改良における下水道管支障移転が不要になったことによる工事請負費の減額です。

次の 5 ページの予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第 27 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 28 号、令和 7 年度飯南町一般会計予算を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。議案第 28 号について説明します。

令和 7 年度飯南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74 億 8,652 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

2 ページ目、第1表 歳入歳出予算、はじめに歳入です。款ごとに合計金額を読み上げます。

款、町税。4億7,768万5千円。

款、地方譲与税。1億1,703万円。

款、利子割交付金。31万9千円。

款、配当割交付金。176万1千円。

款、株式等譲渡所得割交付金。271万3千円。

款、法人事業税交付金。1,145万1千円。

款、地方消費税交付金。1億1,419万6千円。

款、環境性能割交付金。633万円。

款、地方特例交付金。113万6千円。

款、地方交付税。40億円。続いて3 ページ目、

款、交通安全対策特別交付金。62万4千円。

款、分担金及び負担金。6,136万4千円。

款、使用料及び手数料。9,142万5千円。

款、国庫支出金。4億6,126万2千円。

款、県支出金。4億9,955万8千円。

款、財産収入。2,051万1千円。

款、寄付金。1億6,669万1千円。

款、繰入金。5億7,362万2千円。

款、繰越金。500万円。

款、諸収入。2億2,594万3千円。

款、町債。6億4,790万円。

歳入合計、74億8,652万1千円。

ページをおめくりください。5 ページ、続いて歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。6,569万1千円。

款、総務費。15億4,422万6千円。

款、民生費。13億7,516万3千円。

款、衛生費。8億4,996万7千円。

款、農林水産業費。6億7,958万2千円。

款、商工費。3億4,710万5千円。

款、土木費。6億5,490万4千円。続いて6ページ、

款、消防費。2億5,003万9千円。

款、教育費。5億3,128万8千円。

款、公債費。11億7,655万6千円。

款、予備費。1,200万円。

歳出合計、74億8,652万1千円。

ページをおめくりください。7ページ、第2表 地方債です。新年度に予定しております21の事業債です。起債の目的、限度額について読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法についてはご覧ください。

なお、事業の詳細につきましては、後ほど歳出の説明の際に担当課長より説明します。

庁舎等整備事業債。庁舎への太陽光発電設備設置に伴うもので930万円。

脱炭素化推進事業債。電気自動車への公用車更新に伴うもので260万円。

集会施設等整備事業債。赤名農村環境改善センターの大規模改修に伴うもので7,640万円。

町営バス整備事業債。町営バス更新に伴うもので1,030万円。

地域交流施設整備事業債。滞在型地域交流拠点の整備、外構工事に伴うもので1,070万円。

過疎地域持続的発展特別事業債。いわゆる過疎ソフトで1億3,980万円。

公共施設等適正管理推進事業債。旧町営住宅の解体に伴うもので530万円。

社会福祉施設整備事業債。高齢者生活福祉センターのLED化工事に伴うもので290万円。

児童福祉施設整備事業債。保育所の修繕工事に伴うもので500万円。

保健衛生施設整備事業債。三刀屋斎場の火葬炉更新の負担に伴うもので1,030万円。

畜産施設整備事業債。堆肥センターの施設更新に伴うもので2,070万円。

農業施設整備事業債。農業活性化センターのLED化工事などに伴うもので540万円。

農業基盤整備事業債。農道圃場整備に伴うもので7,530万円。

公有林整備事業債。町行造林の施行に伴うもので80万円。

観光施設整備事業債。スキー場のリフト改札システムの整備、観光農園の施設整備に伴うもので3,890万円。

道路事業債。各道路整備に伴うもので9,310万円。

緊急浚渫推進事業債。河川浄化に伴うもので2,100万円。

公営住宅建設事業債。公営住宅の改修工事に伴うもので5,850万円。

消防施設整備事業債。消防車両の更新、防災行政無線の機器更新などに伴うもので3,420万円。

義務教育施設整備事業債。スクールバス、学校給食車の更新経費などに伴うもので2,630

万円。

公共土木施設災害復旧債。災害復旧に伴うもので110万円。

総括についての説明は以上です

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

それでは事項別明細書 8 ページになります。1 枚めくっていただきまして 9 ページ、1 総括ですが、歳入については説明を省略させていただき、10 ページ、歳出についてです。歳出合計の本年度予算額の財源内訳ですが、国県支出金 9 億 5,048 万円。地方債 6 億 4,680 万円。その他特定財源 6 億 5,617 万 7 千円。一般財源 52 億 3,306 万 4 千円です。

続いて 11 ページ、歳入になりますが、ここからは別冊の令和 7 年度飯南町当初予算概要一般会計について、こちらのほうの資料で説明をさせていただきます。お手元にお持ちでしょうか。よろしいでしょうか。

当初予算の概要、一般会計 1 枚めくっていただきますと、財政資料ということで、入れています。財政資料 1 をご覧ください。

はじめに財政資料 1、令和 7 年度会計別の当初予算集計表になります。

はじめに一般会計です。対前年マイナス 7.1%、5 億 6,800 万円余減額の 74 億 8,652 万 1 千円の予算としています。建設中の滞在型交流施設、琴引スキー場の改修、頓原上町団地建設など普通建設事業が少なくなったことによりまして、前年に比べ大幅な減額となっています。

続いて特別会計については、国民健康保険事業特別会計は、病院の機器更新等に伴い 0.8%の増、後期高齢者医療特別会計については、被保険者の増加に伴い 2.4%の増、介護保険サービス事業特別会計については、主に人件費の増加に伴い 7.7%の増となっております。

続いて企業会計です。病院事業会計においては、老朽化に伴う建物整備や医療機器整備の更新が進んできたことによりまして減額となり 2.1%、3 千万円余の減額となっています。

また、簡易水道事業会計については、39.1%、1 億 6 千万円余と大きな増額になっていますが、送水施設改修に係る工事等の増額による影響です。

最後に下水道事業会計ですが、頓原赤来の浄化センターへの太陽光発電設備工事を計画しておりまして、1%増の予算としています。

これら特別会計、企業会計を含めた 7 会計の合計は、前年比マイナス 3.7%、4 億 1,900 万円余の減となる 108 億 7,539 万 2 千円となっています。

続いて、財政資料 2 ページです。令和 7 年度予算の款項別比較表になります。

まずはじめに歳入です。主なものについて説明します。

自主財源の要であります、款 1 町税については令和 6 年度の課税実績を参考に積算しておりまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、いずれも若干の増額を見込んでおり、全体としては、前年比 2.9% の増額としています。

続いて、款 2 地方譲与税については、令和 6 年度同様に、森林環境譲与税の増額見込みによりまして、前年比 4.6% の増額。

続いて、款 3 利子割交付金から款 5 株式等譲渡所得割交付金まで、県の試算を参考としていますが、株投資の好調な推移によりまして、いずれも大幅な増額を見込んでいます。

そして、歳入の約半分を占めます款 10 地方交付税ですが、近年の交付税の実績により、令和 6 年度と同額の 40 億を見込んで予算化しております。

続いて、款 12 分担金及び負担金は農地整備事業の増加に伴うものです。

続いて、比較表の右上、款 14 国庫支出金ですが、令和 6 年度の病児病後児保育施設整備、それから頓原上町団地整備などの大規模事業の減によりまして、減額となっています。

続く、款 15 県支出金の委託金が 114.9% 増となっております。7 月に予定されている参議院議員選挙及び、10 月の国勢調査の実施の増によるものです。

続いて款 16 財産収入の中の財産売払い収入の減につきましては、流木の売払い収入の減によるもの。

続いて款 20 諸収入について、前年比 36.2% の増額となっておりますが、雑入において令和 7 年度新たに 3 年間、島根県後期高齢者医療広域連合に職員を 1 名派遣することに伴います負担金の増額、それから赤名改善センターの非常用発電機等設置工事に係る LP ガス補助金の増額、役場庁舎の太陽光発電設備設置に係る二酸化炭素排出抑制事業費補助金、これらの 3 つの要因によりまして 6,200 万円余の増額となったためです。

その下、款 21 町債につきましては、大規模事業の減少に伴い 41% の減となっています。

続いて、財政資料 3 ページをご覧ください。歳出になります。

歳出につきましては、詳細後ほど担当課より説明いたしますので、新規事業や増減の大きなものについて説明をします。

まずはじめに款 2 総務費、5.5% の減となっております。現在建設中の滞在型地域交流施設、約 3 億円、それから赤名改善センターの大幅減がありまして赤名農村環境改善センターの非常用発電設置工事、1 億 2,600 万円余、また役場庁舎の太陽光発電設備設置工事 1,800 万円余、それから町営バス購入事業 1,400 万円余などの新規事業がありますが、システム標準化に伴う負担金や使用料などの増額もあるところですが、全体としてはマ

イナスとなっているところです。

総務費の中には総務費の中の選挙費については参議院議員選挙及び町議会議員選挙の執行に伴う増額、統計調査費は5年ごとに実施される国勢調査による増で、前年比が伸びているものです。

続いて、款3民生費ですが、病児病後児保育施設の整備が完了したことによる減額と事業開始による増額です。

続いて、款5衛生費になりますが、三刀屋斎場の火葬炉更新工事設計業務の開始によりまして、事務組合負担金の増額約1千万円余。

続いて、款6農林水産業費は、さつまいも保管庫約3千万円、それからリースハウス団地7,700万円等の整備完了に加えて、鳥獣対策被害防止ワイヤーメッシュ事業に係る補助金や貸付金の減などによりまして、新規事業としまして畜産センターの設備更新2千万円余や、製材所の運営や町産材の販売支援を行う町産材製材加工推進事業が新たに出てきておりますが、また加えて、町道花の谷線の工事開始に伴う工事費の増額1,500万円等新しいものがございしますが、15.5%の減となっています。

次に款7商工費ですけれども街路灯整備事業終了、それから琴引スキー場の機能強化整備完了による減額が大きく、新規事業としまして、スキー場のリフト自動改札システム整備などがありますが、23.3%の減となっています。

続いて、比較表の右上になります。款8土木費ですが、頓原上町団地の完成に伴います住宅費の大幅減によるもので、23.6%の減。

款10教育費については、小中学校児童生徒のタブレット端末更新3,300万円余、頓原中学校スクールバス更新整備1,300万円余、給食センターの給食車更新整備900万円余などの新規事業によりまして、7.9%の増となっています。

最後に、款12公債費については、大規模事業の終了等に伴いまして、2.1%の減となっています。

続きまして、財政資料4ページ、令和7年度一般会計予算。款別性質別経費の状況（歳出）についてご覧ください。

はじめに（1）人件費ですが、給与改定や報酬の増に伴いまして、前年比1,600万円余の増額となっています。

続いて、（2）物件費です。1億6,400万円余の増額となっていますが、総務費の中のシステム標準化移行に伴う経費や、児童生徒のタブレット端末更新、町営バス、スクールバスの更新の増額に加えまして、賃金上昇や物価高騰に伴う様々な経費上昇の影響により大幅な増額となっています。

続いて、（5）補助金ですが、こちらについては地域づくり補助金の減額、それから先ほどありましたシステム標準化移行経費、ガソリンスタンド支援経費の費目変更により

まして、6,300万円の減額となっています。

続いて10、投資的経費になります。令和6年度にありました、住宅建設や、滞在型拠点施設建設などの大規模建設事業の減によるもので6億5,000万円余の大幅減となっています。

また、歳出につきましても、投資的経費の影響によりまして大幅な減額となったところ です。

続いて財政資料5ページですが、これまで説明した内容について割合をグラフ化したものですので、あわせてご覧いただければと思います。

続いて、財政資料6ページになります。令和7年度節別経費の状況（歳出）です。右端の比較増減の中で大きな変動があるものについてご説明をします。

主な内容についてですが、1、報酬については、選挙執行に伴う増額と議員報酬改定を見込んだ増額。3番目、職員手当等は退職手当負担金の負担率等改定による減額、それから少し飛びまして13番目使用料及び賃借料は、システム標準化に伴う増額。14番目、工事請負費は大規模建設事業の減によるもの。17、備品購入費はタブレット端末やバスの更新などによる増額。18、負担金補助金及び交付金は、地域づくり補助金の減額、標準システム移行経費、ガソリンスタンド支援経費の費目変更によります減額。22、償還金利子及び割引料は公債費償還金の減によるものです。

続きまして、財政資料7-1、地方債計画です。先ほど予算書7ページによって、詳細を説明していますので、個別の説明は省略しますが、一般会計で計画している町債6億4,790万円の詳細の内容ですので、またご覧いただければと思います。対前年比対前年4億5,000万円余の減額となっています。

続いて7-2です。特別会計の計画している町債の一覧になります。

簡易水道事業における送水施設改修工事、それから下水道事業会計における浄化センター太陽光発電設備工事など、新規事業の影響によりまして、特別会計全体としては7,800万円余の増額となっています。

次に財政資料8ページです。町債の借入と現在高推移の見込みについてです。

先ほどの地方債計画に基づきまして、起債の見込額償還額について一覧にしています。14番目、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額ゼロとなり、地方交付税において、令和6年度を上回る額を措置される見込みとなっています。

また、一般会計合計についてですが、令和7年度の起債見込額6億4,790万円に対し、償還額は元利償還額の合計11億7,273万4,000円となっており、令和7年度末現在高見込額については、令和6年度末より、4億8,600万円余減少しまして、90億800万円余となるものと見込んでいます。

続いて財政資料の9ページをお願いします。財政状況の推移についてです。

歳入では地方交付税の普通交付税交付額、太字になっているところをご覧くださいと思います。平成30年度より令和6年度まで、経済対策等によりまして、7年連続して前年を上回る推移で措置されてきておりましたが、いよいよ令和7年度より減少していくものと推計をしております。

人口減少に伴う減少はあるものの賃金上昇や物価高騰に対する措置や、システム標準化移行に対する必要経費等につきまして、総額を確保するよう、町村会等とも連携して、国に対する要望活動に力を入れ、交付税の確保に努めてまいります。

一方、下から4段目になりますが、経常収支比率をご覧くださいと思います。経常収支比率が上昇傾向にありまして、99%に迫る状況となっております。

当初予算では98.7%となっておりますが、財源確保により、公債費の繰上償還を計画的に進めまして、比率を下げしていく必要があると考えております。

次に、財政資料10ページ、基金の状況です。表の右側に令和7年度当初予算額を記載をしております、下から2段目、計の欄をご覧ください。

大規模事業の減少によりまして、取崩し額の形では5億6,900万円余とした一方で、新規積立てについては大変厳しい状況にありまして、ふるさと納税の減額約1,000万もあり、1億300万円余の積立てとしたところです。

令和7年度も人件費の上昇や、義務的経費、広域負担金等が増える中で、財政調整基金を1億、減債基金を2億5,000万、まちづくり基金を1億1,300万円余それぞれ取崩して新年度予算編成としております。

それぞれの基金の充当先につきましては、この概要資料の77ページから歳出のページの財源名の欄に充当する基金として、記載をしております。

この後の歳出の詳細説明の際に、あわせてご覧をいただければと思います。続きまして、歳入歳出予算の概要についてです。歳入について、まずご説明をします。1ページから6ページまで歳入の一般財源部分の明細となっております、備考欄には前年対比や積算の根拠を記載をしています。先ほどの財政資料でも説明しましたので、主な増減について説明をします。

はじめに町税ですが、町民税は令和6年度収入見込みの増によりまして、個人町民税で5.1ポイント、法人町民税で5.6ポイントの増加を見込んでいます。

続いて、2ページです。固定資産税は家屋や償却資産分の増加を見込み増額としています。また、国有資産等所在市町村交付金については、ダム関連交付金の減によりまして6.4ポイント減額の見込みとなっています。

続いて、3ページです。軽自動車税については課税台数の若干の増加も含め5.2ポイントの増額としています。

またページめくっていただきまして4ページ、中ほどになります。森林環境譲与税で

すが、令和6年度同様に増額となる見込みで7.5ポイントの増。

続いて、その下の利子割交付金から5ページの配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金まで、株式投資の好調な推移によりまして、いずれも大幅な増額を見込んでいるところ です。

続いて、6ページをお願いします。環境性能割交付金についてです。普通車に係るもの ですが、令和6年度よりは下がるものの、12.3ポイントの増の見込みとしています。燃費達成基準等によりまして、減税される分の補填になりますが、燃料価格高騰に伴い、引き続き低燃費志向が強まっているものと推測をしております。

続いて、中ほどにあります地方交付税ですが、令和6年度と同額であります40億円を見込んで予算に計上をしているところ です。

以上が一般財源に関するものですが、続いて特定財源につきましては、予算書15ペー ジのほうに戻っていただくようにお願いします。すいません14ページです。失礼しまし た。予算書14ページになります。中ほどになりますが、款、分担金及び負担金より、こ ちらから特定財源になります。

款、分担金及び負担金については、例年どおり、農地整備の分担金や様々な扶助に係 る負担金に加えて、システム標準化対応に係る簡易水道事業、下水道事業からの分担金 により増額となっています。

続いて15ページです。款、使用料及び手数料です。各施設の使用料や定住住宅の使用 料等に加えて、新たに目、民生費使用料においては、病児病後児保育施設利用開始によ る増、目、農林水産業使用料ではリースハウス整備に伴い増額としています。

続いて、16ページです。目、土木使用料では頓原上町団地整備に伴い、増額で計上を しています。

続いて、17ページをお願いします。款、国庫支出金です。項、国庫負担金については、 続く18ページにも記載していますが、目、民生費国庫負担金について、児童手当の制度 改正に伴う増額です。

続いて、項、国庫補助金について、主なものについて説明します。

目、総務費国庫補助金では、教育の魅力化推進事業に充当する、新しい地方経済・生活 環境創生交付金、及び高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業補助金。この 2つが新たなものとなっています。

それから目、民生費国庫補助金は、病児病後児保育施設整備完了による減額。

続く、19ページ、目、土木費国庫補助金は、頓原上町団地整備完了による大幅な減額。

目、農林水産業費国庫補助金は、農地整備事業の減による減額です。

続いて、19ページ、最下段からは款、県支出金ですが、ページをめくっていただきま して、20ページをお願いします。20ページ中ほど項、県補助金の中で、目、民生費県補

助金について、令和7年度より島根県が中学生までの子ども医療費を助成することとなり、乳幼児等医療費助成事業補助金に一本化されて増額となっています。

続いて21ページです。目、農林水産業費県補助金については、サツマイモ保管庫の整備やリースハウス整備の補助金の減額等による減額となっています。

続いて、22ページをお願いします。目、教育費県補助金は、児童生徒のタブレット端末更新に伴う増額と、令和6年度の途中より交付決定のありましたスクールサポートスタッフ配置事業補助金の増額になります。

また、項、委託金については、参議院議員選挙及び国勢調査の実施に伴う増額となっています。

続いて、23ページ、下のところですが款、財産収入になりますが、ページをめくっていただきまして、24ページです。すいません。財産収入は、省略させていただきまして24ページ、款、寄付金です。目、指定寄付金については、令和6年度の実績見込みによりまして、ふるさと応援寄附金は1,000万円減額の1億6,000万円。企業版ふるさと応援寄附金については、250万円増額の650万円を見込んでおります。

続いて、24ページ下の款、繰入金になります。項、基金繰入金は、財政資料10ページでも説明していますので、全体については省略させていただきますが、25ページの目、生活路線バス車両更新基金繰入金につきましては、三江線代替バスであります谷赤名頓原線の町営バス、ポンチョバスになりますが、更新に係るものでございます。基金残額210万円余ございますので、今後美郷町と協議して、取扱いについて決定していくよう考えております。

続いて、25ページの下からは款、諸収入になりますが、ページをめくっていただきまして、説明については27ページのほうになります。目、弁償金です。こちらについては八神千原線道路改良によります電柱移転に伴うもので新たに増額です。

続いて、一つ飛びまして、目、雑入についてです。財政資料でも説明しましたとおり、後期高齢者医療広域連合への職員派遣に伴います広域連合からの負担金の増額、赤名改善センター工事に伴いますLPガス振興センター補助金の増額、庁舎の太陽光発電設備設置に伴います二酸化炭素排出抑制事業費補助金、これらの3つによりまして、増額となっています。

続いて、めくっていただきまして29ページになります。款、町債ですけれども予算書7ページにおいて説明しておりますので個別の説明は省略させていただきます。

長くなりましたが、歳入についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に歳出について、それぞれの担当課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

続いて、31 ページ、歳出になります。概要説明資料は7 ページです。

款、項、目ともに議会費につきましては、議員人件費も含めた議会運営経費ですが、令和7年度議会議員選挙後の議員報酬改定を見込んだ人件費としています。また、議会のペーパーレスシステム導入に伴いまして、臨時管理費は皆減となっています。

なお、人件費につきましては、末尾の給与費明細書で一括して説明しますので、これ以降の人件費についても同様に省略をさせていただきます。

また、概要説明資料につきましては、新規事業45事業、拡充事業7事業については、星印等をつけておりますので、あわせてご確認をいただければと思います。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、総務費、項、総務管理費、目一般管理費、一般管理経常管理費につきましては、町長交際費や職員の社会保険料などです。7年度より事業課職員用の作業服やカップ等については、貸与品として町で購入することとしたため、前年度より約220万円増額して計上しています。

人事管理費につきましては、就業管理システムなどの人事管理にかかる経費です。人事給与システム負担金の増のため前年度より約70万円増額して計上しています。

職員福利厚生費につきましては、職員健診や健康相談にかかる経費です。職員健診委託料の増のため前年度より約80万円増額して計上しています。

続いて、予算書は32ページです。職員研修等人材育成費につきましては、職員の研修にかかる費用です。実績に基づき前年度より約20万円減額して計上しています。

電算等経常管理費につきましては、庁舎内の電算システムにかかる経費です。システム標準化のためのネットワーク運用管理補助委託料や回線利用料等の増のため前年度より約2,100万円増額して計上しています。

電算等臨時管理費につきましては、同じくシステム標準化に必要な工事や、備品購入、情報公社への標準化移行負担金等で前年度より約4,880万円増額して計上しています。

続いて、概要説明資料は8 ページになります。

市町村総合事務組合負担金、町村会等負担金につきましては前年度と同額を計上しています。

目、文書広報費。情報公開事業につきましては、審査委員会経費です。委員報酬等を前年度並みに計上しています。

個人情報保護事業につきましては、個人情報保護に関する経費です。6年度実施の安全管理措置対応業務及び個人情報保護運用手引きの策定業務の減により、前年度より約360万円減額して計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

町広報誌発行経常経費につきましては、毎年度毎月発行しています広報誌の経費に関するものであり、例年並みの計上としております。

町広報誌発行臨時経費、こちらにつきましては、町勢要覧作成事務の経費として新規としてあげておりますが、令和7年度におきましては、本格的に作業するのは令和8年度と予定しておりまして、それまでの準備的な経費として計上しております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて予算書は33ページです。目、財政管理費。財政事務経常管理費につきましては、財政事務の経常的な経費です。財務処理作成業務委託料など前年度と同額を計上しています。

財務関係電算経常管理費につきましては、財務会計システムの経費です。システムオプションの減により、前年度より約50万円減額して計上しています。

目、会計管理費。会計事務経常管理費につきましては、会計事務の経常的な経費です。会計年度任用職員の人件費の増などのため、前年度より約80万円増額して計上しています。

指定金融機関等支払業務経常管理費につきましては、指定金融機関事務取扱委託料です。昨年10月から交付金の振り込みにも振込手数料が必要となったことから、前年度より約130万円増額して計上しています。

続いて、予算書は34ページです。目、財産管理費。庁舎経常管理費につきましては、本庁舎の管理事務費です。会計年度任用職員の人件費の増などのため、前年度より約40万円増額して計上しています。

庁舎臨時管理費につきましては、脱炭素の取り組みといたしまして、新たに本庁舎へ太陽光パネルの設置を行うための費用と、自家用電気工作物高圧ケーブル修繕の費用を計上しております。

電気通信施設経常管理費につきましては、光ケーブル等の維持管理経費です。電柱移転等ケーブル移設工事費の増により、前年度より約210万円増額して計上しております。

公用車経常管理費につきましては、公用車の維持管理経費です。燃料費、修繕料等を昨年並みに計上しております。

続いて、概要説明資料は9ページになります。公用車臨時管理費につきましては、公用車の更新経費です。軽トラ1台と脱炭素の取り組みといたしまして電気自動車1台を購入するため、前年度より約340万円増額して計上しています。

防犯灯経常管理費につきましては、防犯灯の維持管理経費です。防犯灯LED化の事業に伴うリース契約が満了のため、前年度より約200万円減額して計上しております。

防犯灯臨時管理費につきましては、移設修繕経費です。実績等に基づき前年度より約20万円減額して計上しております。

赤名農村環境改善センター経常管理費につきましては、施設の管理事務費です。需用費の増により、前年度より約30万円増額して計上しています。

赤名農村環境改善センター臨時管理費につきましては、6年度にトイレの洋式化や照明のLED化等実施しましたが、7年度はLPガス非常用発電設備の設置を予定しており、約1億2,600万円を計上しています。

その他町有財産経常管理費につきましては、建物火災共済掛金や土地賃借料などの公共施設の維持管理経費です。共済保険料の増のため前年度より約90万円増額して計上しております。

その他町有財産臨時管理費につきましては、老朽化した赤名小学校前の住宅の解体と、旧赤名消防小屋跡地の解体、旧赤名庁舎の書類の廃棄を行う費用を計上しております。

頓原農村環境改善センターみせん経常管理費は、施設の維持管理費で例年並みに計上しています。

目、支所費。頓原基幹支所経常管理費につきましては、頓原基幹支所の事務的経費で、公用車リース料の増により、前年度より約30万円増額して計上しています。

志々支所経常管理費につきましては、志々支所の維持管理費、事務的経費で例年並みに計上しています。

角井自治会館経常管理費につきましては、角井自治会館の指定管理料、土地の借上料で、例年並みに計上しています。

角井簡易郵便局事務受託業務につきましては、角井簡易郵便局の運営経費で、前年度並みに計上しています。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、来島拠点複合施設経常管理費です。来島交流センターの施設管理にかかる経費を計上しておりますが、近年の実績を考慮した光熱水費の減額や隔年実施することとしております舞台設備保守点検、しない年になりますので令和6年度と比較して、総額52万円余りを減額して計上しています。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、予算書は35ページ、概要説明資料は10ページになります。目、企画費。CATV事業経常負担金につきましては、雲南市・飯南町事務組合の負担金です。人件費や放送設備整備費の減等による負担金の減のため、前年度より約970万円減額して計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

企画経常管理費につきましては、町公式LINEの経費やホームページの保守委託料等経常的な経費を計上しております。

広域連合負担金（一般分経常）につきましては、雲南広域連合の負担金を計上してお

ります。

ふるさと応援寄附促進事業につきましては、若干歳入のほうの減少を見込んだ支出を計上しております。内容につきましては、例年と同様の内容となっております。

企業版ふるさと応援寄附促進事業につきましても、企業からのふるさと納税の手続きの事務を計上しております。

脱炭素のまち推進事業につきましては、新規としておりますが、当初予算におきましては、事務的経費のみを計上しております。

地域活性化企業人活動事業につきましては、現在先にいただいておりますAKOMEYA TOKYOからの企業人にあわせまして、新規として、教育魅力化コーディネーターとしての企業人を今調整して導入を見込んでいるというもので、その経費を計上しております。

各種負担金等につきましては、それぞれ加盟しております協議会等への負担金、例年並みの予算を計上しております。

○住民課長（野津 史昭）

予算書は36ページになります。続いて、目、地域振興費。新エネルギービジョン推進事業ですが、太陽光発電施設や薪ストーブの導入など、新エネルギー設備導入にかかる補助金となっております。令和6年度と補助金額に変更はなく同額を計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

自治体間広域連携事業につきましては、新たな項目としてあげておりますが、庄原市との交流、各種イベント経費というものが新しいものでありまして、職員間交流でありますとか婚活事業、あるいは鳥獣対策等の交流、そういったものを連携してやっていきたいというふうに思っております。

その他広島広域都市圏の事務経費につきましては、企画経常管理費から移動してこちらの方に計上しているというものです。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

姉妹都市交流促進事業につきましては、出張旅費と姉妹都市協会の補助金なんですが、姉妹都市提携の伊丹市との45周年、大村市と友好交流都市の10周年の記念式典を来年度予定しておりまして、40万円余増の予算となっております。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

説明資料につきましては11ページになります。地域振興経常管理費につきましては、町内で行われますイベント等への補助金等を例年並みに計上しております。

笑顔と誇りを未来へ繋ぐいいなん暮らし応援給付事業につきましては、新規事業としまして、町長の所信表明にもありましたが、飯南町の出身者でありますとかしまね留学等で飯南高校へ通う生徒、そういった方を対象に飯南町に住み続けていただく、あるいは

は一旦出て行っても帰っていただく、そういった方に対して、そういった方を応援するための給付ポイントとして、一人あたり年間10万円の5年間を基本として、新年度は15人分を予算計上しております。

定住促進対策事業につきましては、アウトソーシングに关します定住支援センターの業務委託料が中心となっております。大きな補助金の事業所等の改修補助等が7年度は見込がありませんでしたので、こちらの補助経費を600万円程度減額して計上しております。

新たにお試し暮らし住宅改修工事設計委託料を計上しております。島根県市町村振興センターの補助事業を活用して、今後野萱地区にありますお試し暮らし住宅を改修して、シェアハウス等に改修しまして、今は1世帯しか入れませんが、複数の世帯が利用できるような形に改修したいというふうに思っております、当初では設計をしたいと考えております。

出身者会活動支援事業につきましては、近畿飯南会、広島頓原会、松江頓原会等の出身者会の助成金を例年並みに計上しております。

クライנגアルテン経常管理費につきましては、クラブハウス等の維持管理に关します経常的な経費を例年並みにあげております。

クライングアルテン臨時管理費につきましては、施設内にあります給水ポンプを取り替える作業、あるいは新たに追加して設置しました部屋のシーリングファン設置工事を臨時的経費として計上しております。

谷笑楽校経常管理費につきましては、指定管理料を例年と同様に計上しております。

谷笑楽校臨時管理費につきましては、外壁が老朽化に伴って傷んでおります。施設を維持するために計画的に修繕工事をしたいということで、令和7年度は外壁の修繕工事を一部していきたいというふうに考えております。

ふるさと回想館経常管理費につきましては、指定管理料や維持経費に関するものを例年並みに計上しております。

地域おこし協力隊活動事業につきましては、協力隊6年度は4名でしたが、現在2名を考えて隊員の報酬等を計上しております。

また、新たに新規事業を4つ掲げております。協力隊生活サポート業務につきましては、飯南町にお越しいただく協力隊の生活のサポートが不足しているということで、そういったところを支援していく業務を行いたいと思っております。しまね協力隊ネットワークあるいは協力隊の町内のOBの方等にそういった支援をお願いできればというふうに考えております。

インターン型協力隊4名、こちらにつきましては、所信表明でも述べておりますが、新たに90日間のインターン制度の協力隊を導入したいというふうに思っております。

おためし協力隊につきましては、更に短い期間、2泊3日のですねお試しの協力隊、そういったものを導入したいと思っております。

募集業務外部委託料、こちらにつきましては、民間の活力を考えて、なかなか飯南町へお越しいただく協力隊、今少ないということもありまして、外部委託も考えながら募集を強化していきたいと思っております。

この協力隊の4つの事業につきましては、いずれも特別交付税措置が可能でありますので、その財源を活かして行っていきたいというふうに思っております。

集落支援員活動事業につきましては、例年並みの集落支援員5名の活動費、そして新たに大人の生命地域学と書いてありますけども、こちらも集落支援員の兼務型の特別交付税措置ができる事業がありますので、それを活用しまして、協力隊は町外からの方ですけど町内の方でも地域資源を活かした取り組みをやってみたいとか、そういった企画、提案をいただいた方で、採用した方に対してそういった取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

説明書は12ページになります。地域・人づくり事業につきましては、若者と女性等の補助金と、また人材育成講座等の、例年あげております経費に加えまして、拡充としましてシティプロモーション・関係人口創出等と書いてありますけど、飯南町アンバサダー、こちらにつきましては、いわゆる飯南町応援団というような形で町外で活躍されている方であるとか町内のぜひともそういった飯南町PRに貢献したい方、そういった方を対象にアンバサダーのような業務をお願いしたいというふうに考えております。

飯南町感謝祭につきましては、広島、東京と2か所やっていきたいと思っております。現在AKOMEYA TOKYO神楽坂店でそういった感謝祭的なこともやっております。7年度は広島にもそういった催しを考えておりまして関係人口の増加、創出と、そういったところに繋がるような企画を考えております。こちらの感謝祭につきましては、国の補助財源等も活用してやっていければというふうに考えております。

チャレンジ応援補助金につきましても新規事業として考えておりますが、こちらは若者女性等の補助金に至るまでに、少し気軽に地域のグループ・団体等が何か地域資源を活かした活動がやってみたいとか、そういったところに対して上限5万円程度、1回限りで交付して次に繋げていただけるような補助金としていきたいというふうに思っております。

島根と関わる機会創出拡大事業、こちらにつきましては、人材確保プロモーション冊子、これは定住相談会とか行った時に、なかなか飯南町PRするそういった就労支援の冊子等もありませんので、そういったものを作成していきたいと思っております。

また、出身者コミュニティ創造プランナー委託料、こちらの方は、現在飯南高校の方にコンソーシアム関わっていただいております方とかを想定しておりますし、またAK

OMEYA TOKYOと包括連携等しておりますので、そういった都市部にいらっしゃる方を関係人口の拡大等に繋がるような取り組みを委託してはどうかということで、そういった取り組みをしていきたいと思っております。

ホストファミリー交流会につきましては、飯南高校で今ホストファミリー制度ということで受け入れをお願いしております。現在は飯南高校を卒業されましても、なかなか接する、交流する機会は失われてしまうかもしれませんが、そういった飯南高校卒業した方との繋がりというのも大切にしていきたいということで、新たにそういった取り組みもしていきたいというふうに考えております。

続きまして、小さな拠点づくり推進事業につきましては、地域づくりの活動応援補助金、これは例年並みにあげております。また、買い物対策や島大とのラボの共同研究委託料等例年並みの経費はあげております。

新たに、コミュニティ把握調査委託料ということで、こちら所信表明にありますが、なかなか人口減少が進む中で、現状をしっかりと把握してまちを維持していくため、集落コミュニティを維持していくための基礎資料として実態調査という形で調査を進めたいというふうに考えております。

水源地域活性化事業につきましては、水源地域ビジョンに基づく業務を例年並みにやっていきたいというふうに考えております。企業CSR、田舎体験等を対象としております。

人材確保支援センター運営事業につきましては、人材確保支援センターの運営に関する事務的経費を例年並みに計上しております。

特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、飯南町地域づくり協同組合への補助金ということで、派遣職員10名分として当初予算に計上しております。

飯南高校教育支援事業につきましては、飯南高校教育活動後援会への助成金ということで、部活動助成等若干あげて今年度は計上しております。魅力化事業につきましても、例年並みの内容で予算計上しております。

教育魅力化推進事業につきましては、飯南高校のコンソーシアムの運営経費は引き続き、続けていきたいというふうに思っておりますが、新規事業として高2留学経費と掲げております。こちら所信表明で述べておりますが、地域、高2留学の制度を活用して来年度から受入れができるように体制を進めていきたいということで、こちら補助金を活用して進めていきたいというふうに考えております。

説明資料は13ページになります。滞在型地域交流拠点整備事業につきましては、7年度事業としましては、外構工事と建物周辺の住宅に関する工損事後調査の経費をあげております。この工損事後調査につきましては、令和7年度に事前の調査をしましてご希望の方に対して行うという内容となっております。最大でこれくらいかかるという見込

みで予算計上をしております。

○議長（早樋 徹雄） ちょっと待ってください。ここで休憩をいたします。再開を14時30分といたします。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開をいたします。引き続いて説明をお願いします。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

それでは、続きまして、目、ダム対策費です。ダム貯水池景観保全事業につきましては、貯水池内の荒廃防止の委託料を計上しております。

ダム協会負担金等も、例年並みの負担金額を計上しております。

志津見フラワーイベント支援事業につきましては、フラワーイベントにあわせて、備品購入を計画的に行いたいと思っております、その予算を計上しております。

21世紀の森整備事業につきましては、「彩の森」等の事業委託料を計上しております。例年より減額して計上しております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

目、自治振興費。自治振興経常管理費につきましては、自治区長会の開催経費及び事務費の交付金で、交付金は1世帯当たり1,000円です。例年並みに計上しています。

地域コミュニティ推進交付金につきましては、地域の運営、組織の運営のコミュニティー活動の交付金です。補助金等の見直しにより交付金を3,000円から2,000円に変更したことにより、前年度より170万円減額して計上しています。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、赤名ふれあい公園経常管理費です。赤名ふれあい公園の管理費用として指定管理料など、令和6年度と同額を計上しております。

続いて、目、交通安全対策費。交通安全対策事業は、交通安全意識向上に向けた啓発活動にかかる経費となりますが、これまで実施してきましたドライブコンテストへの個人の参加補助を取りやめることとしたく14万円余りを減額するなど、総額31万円余りを減額して計上しております。

予算書は38ページになります。続いて、目、地域交通対策費。町営バス運行経常管理費です。赤名吉田線などの生活路線バスに係る運行経費を計上しておりますが、人件費等の増加に伴う運行委託料の増額など171万円余りを増額して計上しています。

続いて、町営バス運行臨時管理費につきましては、第3次地域公共交通計画の策定に

向けて、令和6年度はアンケート調査などを実施しておりますが、令和7年度では公共交通会議を含む計画策定支援の外部委託料としまして412万円余りを計上しております。

概要資料のほうは14ページになります。続いて、デマンドバス運行経常管理費ですが、町営バス運行経常管理費と同様に運行委託料の増額がありまして232万円余りを増額して計上しています。

続いて、自治会等輸送活動支援事業は、谷自治振興会へお願いしている輸送委託事業について、令和7年度は車検のない年になりますので、車検費用の減額など33万円減額しております。

続いて、赤名三次線運行費補助金については、備北交通が運行する赤名三次間の路線に対する運行費補助金ですが、令和6年度並みで計上しています。

続いて、町営バス購入事業になります。JR三江線廃止に伴う代替バスとして、平成30年2月に登録した車両を更新するための予算を計上しています。

続いて、町営バス停留所経常管理費は、経年劣化しているバス停の更新などの管理経費を計上しておりますが、例年並みの計上です。

○総務課長（永井 あけみ）

続きまして、目、基金費です。それぞれの基金への積立額について当初予算時における積立見込額を計上していますが、ふるさと応援基金への積立額は寄附金の減額見込みにより減額して計上しています。

その他基金に関しては、経済情勢を踏まえて有意なもので債券運用に努めていきたいと考えています。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、項、徴税费、目、税務総務費。税務総務経常管理費は、税務事務に係る事務的な経費を例年並みに計上しています。

続く、固定資産評価審査委員会費は、不服申出があった際に開催する審査委員会の開催経費を例年どおり計上しております。

概要資料の方は15ページになります。続いて、目、賦課徴収費。賦課徴収経常管理費は、賦課徴収業務に係る事務的な経費となりますが、確定申告に加え賦課徴収業務に係るシステムの標準化のためのデータ確認作業を支援する臨時的な職員の報償費として46万円増額したり、あと納税通知書の郵送料についても増額が必要となりますので、総額90万円を増額して計上しております。

続いて、賦課徴収臨時管理費は、固定資産移動更新業務などの委託料と、過誤納還付金を計上しておりますが、令和7年度は令和9年度の土地評価替えに向け、宅地に係る固定資産の鑑定評価が必要な年となりますので、不動産鑑定士の委託料を増額し388万円余りを増額して計上しています。

続いて税務関係電算管理費ですが、賦課徴収業務に係る電算処理に係る経費としてシステム負担金などを計上しております。後ほどもシステム負担金を計上する予算がありますが、負担金は軒並み増額となっております。この税務関係電算管理費においては427万円を増額して計上しています。

続いて、収納促進対策事業は、収納促進や滞納整理に係る事務的経費となりますが、督促状などの郵送料の増額など45万円余りを増額して計上しています。

続きます青色申告会補助金、たばこ小売組合補助金については、税務申告やたばこ販売などを通じ、町税の収入に寄与されているそれぞれの団体に対する活動補助を例年並みに計上しております。

予算書は40ページになります。続いて、項、目とも戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳経常管理費は、戸籍や住民基本台帳などに係る事務的な経費を計上しておりますが、会計年度任用職員1名に係る報酬手当の改定などで54万円余りの増額となっております。

続いて、戸籍住民基本台帳臨時管理費です。補正予算のほうでも若干ご説明をしましたが、戸籍システムの読み仮名対応に係る確認通知書郵送料と、加えて新たに通知書作成に必要なシステム改修が必要となることから令和7年度予算で計上しております。

続いて、戸籍関係電算管理費、続く住民基本台帳電算管理費、印鑑登録関係電算管理費は、それぞれの業務に係る電算処理負担金でございますが、それぞれ増額して計上しております。

続いて、一般旅券発給事務費は、パスポート発行に係る事務的な経費で、例年どおりの計上となっております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、予算書は41ページ、概要説明資料は16ページになります。項、選挙費、目、選挙管理委員会費。選挙管理委員会経常管理費につきましては、委員報酬、選挙人名簿作成負担金を例年並みに計上しています。

目、町議会議員選挙費。町議会議員選挙実施経費と、次の目、参議院議員選挙費。参議院議員選挙実施経費につきましては、それぞれ任期満了となることから委員報酬等選挙の実施に必要な予算を計上しています。

続いて、予算書は42ページになります。目、町長選挙費につきましては、皆減です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして、目、統計調査費です。国勢調査、農林業センサス、経済センサス、学校基本調査が7年度の対象となっております。国勢調査が本調査となっております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて予算書43ページです。項、目、監査委員費。監査委員経常管理費につきまして

は、監査に関する経費を例年並みに計上しています。

○住民課長（野津 史昭）

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国民年金経常管理費は、国民年金事務に係る事務的な経費になりますが、電算処理システムの負担金の増額などで12万円余りを増額して計上しております。

続いて、消費者対策経常管理費は、特殊詐欺の防止などを啓発するための活動を行っている町消費者問題研究協議会の開催経費などで、例年並みの計上となっております。

続いて、人権啓発活動事業は、人権擁護に係る意識向上啓発に係る活動経費で、事務消耗品等、また各種団体への負担金等になりますが、例年並みの計上です。

続く、男女共同参画推進事業は、男女共同参画の活動団体への補助金を例年並みに計上しています。

続いて、特別弔慰金等支給事業については、特別弔慰金申請に係る事務的な経費を例年並みに計上しています。

続く、各種負担金につきましては、雲南地区保護司会への負担金を例年どおり計上しています。

○保健福祉課長（安部 農）

ここから概要説明書は17ページです。予算書の方は次の44ページをお願いします。

目、社会福祉総務費で社会福祉総務経常管理費は、社会福祉全般に関する費用でシステム負担金等となり、公用車の更新がない分前年度より減額です。

社会福祉総務臨時管理費は、新年度の11月末をもって民生児童委員の任期3年が満了となり、一斉改選に伴う経費を計上しております。

長寿お祝い事業は、長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬い長寿をお祝いする事業で、対象者の減により前年度より減額です。

社会福祉協議会補助金は、社会福祉協議会への補助金、委託等で定期昇給による人件費の増に伴い、前年度より増額です。

民生児童委員協議会活動費は、民生児童委員33名分の報償費と活動費、研修費等です。事務局を社会福祉協議会へ委託しており、前年度とほぼ同額です。

ボランティアセンター活動費は、社会福祉協議会委託事業で前年度とほぼ同額です。

高齢者世帯等住宅緊急除雪費補助金交付事業は、屋根や進入路の除雪費用を補助するもので、雪下ろし単価を見直し上限額を拡充したことに伴い前年度より増額です。

外出支援タクシー助成事業は、介護予防を目的に、外出支援の一環として、免許返納者や免許を持たない方のタクシー費用の助成で、前年度とほぼ同額です。

国保会計繰出金は、人件費1名分、基盤安定分、出産育児支援2名分、財政健全化対策分、保険財政安定化支援事業、その他事務費繰出分で前年度より減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

続いて、概要説明資料は18ページになります。生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮の方からの相談を各機関へつなげ、総合的な支援を行う事業です。会計年度任用職員の人件費増に伴い増額となっております。

行路病者扶助費です。行路病者救済のための扶助費で、令和6年度は住民課の予算でしたが、7年度より福祉事務所での計上となります。

○防災危機管理室長（田村 剛）

目、社会福祉施設費。保健福祉センター経常管理費につきましては、保健福祉センターの維持管理経費です。光熱水費、消防用設備点検委託料の減により、前年度より約70万円減額して計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

上赤名介護予防拠点施設経常管理費につきましては、指定管理料を例年並みに計上しております。

○保健福祉課長（安部 農）

来島保健センター経常管理費は、来島保健センターの経常的管理費で、前年度とほぼ同額です。

高齢者生活福祉センター経常管理費は、社会福祉協議会への指定管理料で、人件費の臨時からパートへの身分替え等により、前年度より減額です。

高齢者生活福祉センター臨時管理費は、センターの非常灯LED化工事、及び施設内照明LED化の工事を計上しております。

来島高齢者冬期宿泊センター経常管理費は、冬期間の生活の場として、社会福祉協議会へ委託している事業で、前年度とほぼ同額です。

目、老人福祉費。老人保護措置費は、在宅において日常生活を営むことに支障がある高齢者等が入所し支援を受けることができるよう措置しており、処遇改善加算等支弁額の増加に伴い前年度より増額です。

老人クラブ連合会活動費は、老人クラブ活動補助金で、前年度とほぼ同額です。

老人短期入所事業は、養護老人ホーム琴引の里への委託事業で、在宅高齢者が短期的に利用し、生活支援を受けるもので前年度と同額です。

予算書は45ページ、概要説明書は19ページになります。配食サービス事業は、在宅の高齢者に食生活の改善やボランティアによる見守り支援をするもので、利用実績から前年度より増額です。

高齢者の生きがいと健康づくり事業は、老人クラブ連合会への委託を行い、高齢者の健康づくりや生きがいと社会参加の促進のための事業で前年度と同額です。

在宅介護手当支給事業は、在宅介護の経済的負担軽減を図る事業で、実績に伴い前年

度より減額です。

介護保険利用者負担軽減措置事業は、利用者負担額を軽減した社会福祉法人への助成事業で前年度と同額です。

緊急通報システム事業は、在宅の単身高齢者等に緊急時の対応が速やかに行えるよう、緊急通報に係る一式を貸し出す事業で、実績に伴い前年度より増額です。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度に係る支援事業で、前年度と同額です。

後期高齢者医療広域連合負担金は、運営費、市町村負担金で前年度より増額です。

雲南広域連合経常負担金（介護保険分）は、雲南広域連合への負担金で給付費の実績に伴い前年度より減額です。

地域介護予防活動支援事業は、公民館等で町民を対象に行う介護予防活動に関して支援する事業で、長生き体操参加者の奨励のい〜にゃん P A Y ポイントの付与や、理学療法士会による巡回指導のための委託料等により、前年度とほぼ同額です。

認知症対策推進費は、認知症の理解を深め、地域で支え合うまちづくりのための事業費と推進員の人件費と、令和 7 年度より軽度難聴補聴器助成を軽度難聴者の補聴器助成を新規に行うことから前年度より増額です。

介護予防給付委託事業は、介護保険事業における介護予防サービス計画作成費で、2 事業所への委託料で前年度とほぼ同額です。

ここから概要説明書は20ページになります。介護予防普及啓発事業は、介護予防を目的とした事業で、まめな塾 P L U S 事業及びいきいき P L U S 事業、バスの乗り方セミナー等年間を通じた事業を充実し、前年度より増額です。

在宅医療・介護連携事業は、医療と介護の連携を推進する事業で、医療介護関係者の研修費等を計上し、A C P 普及啓発事業として劇団 2 公演を予定し、前年度より増額です。

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの活動を通して地域課題に取り組む事業で、社会福祉協議会へ委託するもので前年度と同額です。

地域ケア会議は、地域のケアサービスを担う関係者の会議に伴う経費で前年度とほぼ同額です。

地域リハビリテーション活動支援事業は、通いの場、サロン等への専門職を派遣し、介護予防に関する普及啓発を行う事業で前年度と同額です。

地域包括支援センター運営事業は、高齢者の総合相談やその支援、介護保険関係の事業を専門職が担い運営するもので、人件費に計上していた人員減に伴い前年度より減額です。

後期高齢会計繰出金は、給付費分、事務費分、基盤安定分で前年度より減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費経常管理費は、障がい福祉全般に関する費用でシステム保守費となり前年度とほぼ同額です。

障がい者福祉費臨時管理費は、令和7年度制度改正に伴うシステム改修費用になります。

ここから概要説明書は21ページになります。障がい者地域生活支援事業は、地域生活支援センターや相談支援事業、日中一時支援事業の委託料や、日常生活用具の給付を行っているものです。

特別障がい者手当支給事業は、日常生活で常時介護を必要とする方への手当で実績に伴い、前年度より減額になっております。

福祉医療助成事業は、重度心身障がい者やひとり親家庭に対して医療費を助成しており、その扶助費とシステム利用料を計上しております。

自立支援医療給付費は、更生医療や育成医療等を対象に医療費の自己負担軽減のための事業で、扶助費を計上しております。

人工透析患者支援事業は、人工透析を受けておられる方の医療費と交通費の一部助成と、通院患者送迎支援事業で、前年度とほぼ同額です。

障がい者通院・医療費支給事業は、障がい者の方の医療費と交通費の一部助成を行っています。前年度とほぼ同額を計上しております。

障がい者介護・訓練等給付費は、居宅介護などの訪問や就労継続支援などの日中活動等障がい者へのサービスを実施している事業で、前年度より減額しています。

予算書46ページ、概要説明資料は22ページになります。障がい児通所支援事業は、児童発達支援など障がい児のサービスを実施しています。利用者増に伴い増額となります。

障がい児通園施設運営事業は、雲南圏域1市2町で実施している障がい児デイサービス委託料を計上しております。

身体・知的障がい者相談員委託事業は、2名分の委託料を計上しており、前年度と同額です。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、対象の方へ日常生活用具を給付する事業で、前年度と同額を計上しております。

難聴児補聴器購入費助成事業は、補聴器の購入助成事業で、前年度と同額を計上しております。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉関係電算管理費は児童手当業務に係る電算処理システムの負担金ですが、増額して計上しております。

続いて、青少年健全育成協議会助成金は、子どもの非行防止や健全育成に係る活動を行う町の青少年育成会議に対する活動補助で、例年どおり計上しております。

続く、子ども・子育て支援対策事業は、子育て支援事業の実施経費、また子育て世帯支援に係る補助金等の支給経費です。主なものでは、出産祝金、子育て世帯への日用品給付等がございますが、令和6年度には子ども子育て支援事業計画が策定が完了することに伴う232万円の減額。また、出産祝い金において、現状第三子以降の出産に対する給付額を現在は一括50万円という形で給付をさせていただいておりますが、これを出産後4歳になるまで10万円を5回に分けて給付する方法に見直しをさせていただきたく、それをあわせて大きな減額を計上しております。

また、ここでは、ほっとカフェの開催を現状の週1回から開催数を増やすことによる経費の増額を見込んでおりますが、事業費全体としましては567万円余りを減額して計上しております。

続いて、出会い創出事業は、独身者の出会いや結婚支援に係る事務事業経費となりますが、縁結び支援員1名の報酬手当の改定などで、増額して計上しております

概要説明資料のほうは23ページになります。保育士確保対策事業は、保育士の確保に係る修学助成金、町内就職の助成金を計上しておりますが、令和6年度は新規に修学される方の申請がございませんでした。修学中の方が1名減るという状況になりますので60万円を減額して計上しております。

続いて、妊婦のための支援給付事業は、国における事業名称の変更により令和6年度までの「出産・子育て応援交付金事業」から名称を変更しております。給付の内容については変更はございませんが、妊娠時の届出と出生時の届出に対し給付を行います。それぞれ25名分を計上しております。

○保健福祉課長（安部 農）

続いて、こども家庭センター運営事業（児童福祉）は、教育委員会へ配置する公認心理士の子ども家庭支援員1名の人件費等の補助申請を保健福祉課で対応するもので、人件費の増に伴い前年度より増額です。

子ども若者支援事業は、先ほどのこども家庭センター運営事業と同じく、補助申請等を保健福祉課で対応しますが、予算の支出につきましては、就労体験事業報償費以外は教育支援教室の経費として教育委員会で対応しておりますので、前年度と同額です。

○住民課長（野津 史昭）

予算書は47ページになります。目、児童措置費。児童手当費ですが、児童手当支給に係る経費となります。昨年10月のところで制度改正が行われました。高校生までが支給対象となるなど制度が拡充されておりますが、468万円余りを増額して計上しております。

続いて、目、児童福祉施設費。保育所共通経常管理費は、保育事務や保育所運営に係る管理的な経費で消防設備点検費用などを計上しておりますが、広域保育の委託料につきまして、雲南市内の保育所に通われるお子さんが減ることに伴う180万円の減額など、

173万円余りを減額して計上しております。

続いて、保育所共通臨時管理費ですが、保育所の修繕に係る工事費などを計上しております。主なものとしては、エアコンの設置や赤名保育所フェンスの修繕がありますが、136万円を減額して計上しております。

概要説明書のほうは24ページになります。続いて、町立保育所業務委託です。保育所運営にかかる業務委託料ということで、社会福祉協議会に委託をして運営をいただいておりますが、最低賃金改正などによる人件費の増額などで、社会福祉協議会本部の費用につきましては増額となっており、総額270万円余りを増額して計上しております。

続いて、病児・病後児保育経常管理費です。新規事業となりますが、対応する職員の方の人件費や光熱水費などの施設管理経費など988万円を計上しています。

○保健福祉課長（安部 農）

次、予算書は48ページです。目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、出生から18歳までの医療費の助成で、扶助費の実績に伴い前年度とほぼ同額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

児童扶養手当支給事業は、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉向上のため手当を支給するもので、扶助費等を計上しております。

特別児童扶養手当事務事業は、事務費の計上で、前年度と同額です。

ここから概要説明資料は25ページです。母子生活支援施設入所事業は、施設入所等の施設事務費や生活諸費を助成する事業で、前年度と同額です。

母子家庭自立支援給付事業は、ひとり親家庭などの就労を支援する事業で、前年度と同額計上しております。

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護経常管理費は、生活保護システム保守費やレセプト管理システムの負担金、その他事務経費を計上しております。

生活保護臨時管理費は、生活保護システム改修のための委託料と職員の社会福祉主事資格取得のための研修費用を計上しております。

ここから予算書49ページです。目、生活保護推進費。適正実施推進事業は、会計年度職員の人件費で、前年度より増額となっております。

目、生活保護扶助費。生活扶助費は、生活保護の生活扶助、医療扶助費等各扶助費を計上しております。

○保健福祉課長（安部 農）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。一般職人件費、保健師人件費の下、概要説明書は26ページになります。保健衛生総務経常管理費は、健康づくり活動に必要な経費で、健康管理システムの保守や住基等データ連携負担金等になります。前年度とほぼ同額です。

地域保健推進事業は、地域ぐるみで健康づくりに取り組む事業で、新年度は次期健康増進計画の健康ないいなん21策定業務を新規に計上しており、前年度より増額です。

食生活改善推進事業は、食生活改善に取り組む事業や推進協議会活動費で、前年度とほぼ同額です。

医療従事者確保対策事業は、将来飯南町の医療福祉に従事する学生支援と就労時の支度金で、前年度より外国人対象人数の減に伴い前年度より減額です。

地域包括ケア推進事業は、推進局の活動費、福祉施設協議会補助金等になります。前年度は高齢者福祉基本計画の検討委員会の費用を計上しており、その分前年度より減額です。

骨髄移植ドナー支援事業は、ドナー登録に係る費用の助成で、前年度と同額です。

○建設課長（森山 篤）

簡易水道事業会計補助金及び予算書50ページ、下水道事業会計補助金合併浄化槽については、公営企業会計で説明します。

○病院事務長（高橋 克裕）

介護保険サービス事業会計繰出金につきましても、特別会計のほうで説明いたします。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、目、予防費。狂犬病予防事業は、狂犬病の予防接種に係る事務的な経費を例年並みで計上しております。

○保健福祉課長（安部 農）

こころの健康づくり推進事業は、こころの健康づくりに関する事業で、前年度は自死予防計画を策定する経費を計上しており、その分前年度より減額です。

概要説明書は27ページになります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、後期高齢者の介護予防と健康づくりを一体的に実施する事業を、後期広域連合から受託し行うもので前年度とほぼ同額です。

感染症予防事業は、感染症予防に関する事業で、各種予防接種委託料を計上しており、带状疱疹ワクチンの追加による拡充としておりますが、インフルエンザの利用者助成額の見直しにより前年度より減額です。

次、予算書51ページお願いします。目、健康増進事業費。健康増進事業健康教育は、各種健康教育の開催で前年度とほぼ同額です。

健康増進事業健康診査は、各種健康診査の経費で、委託料の増により前年度より増額です。

歯科保健対策事業は、歯科保健に関する事業の経費で、委託料の増により前年度より増額です。

目、母子衛生費。乳幼児健康診査事業は、1歳6ヶ月健診、3歳児健診に係る経費で

まとめて計上し、ほぼ前年度並みです。

育児等健康支援事業は、妊娠期からの母子健康管理と育児支援、不妊治療の助成などの経費でして、前年度とほぼ同額です。

概要説明書は28ページになります。こども家庭センター運営事業（母子保健）は、子育て世代包括支援センター運営費の移行事業であり、主に子育て支援員の報酬等や委託料、扶助費で人件費の増に伴い前年度より増額です。

○住民課長（野津 史昭）

予算書は52ページになります。続いて、目、火葬場費。町営火葬場経常管理費は、町営火葬場の管理経費や修繕費になります。令和7年度は燃焼炉内の定期更新などを予定しておりまして、35万円を増額して計上しています。

雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）は、三刀屋斎場の運営に係るもので事務組合への負担金となります。令和8年度に火葬炉が更新される予定ですが、それに伴う増額など1,024万円を増額して計上しています。

○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計補助金及び出資金ですが、操出基準に基づく操出金です。事業会計のほうで説明いたします。

○防災危機管理室長（田村 剛）

目、保健施設費。健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費につきましては、頓原ラムネ銀泉の運営費で、前年度と同額を計上しています。

健康増進施設頓原ラムネ銀泉臨時管理費につきましては、浴室のタイル老朽化に伴う張替え工事費用を計上しています。

○住民課長（野津 史昭）

続きまして、健康増進施設加田の湯経常管理費は、管理運営に係る経費で、指定管理料は19万円余りの減額、その他では脱水ポンプなどの備品や消耗品の購入などで増額があるなど、合わせて28万円余りを増額して計上しております。

健康増進施設加田の湯臨時管理費は、概要書にも記載しておりますが、水風呂のろ過タンク交換などを予定しております。緊急性の高いものから対応していきたいと考えております。令和6年度と比較して156万円余りの減額としております。

予算書は53ページになります。続いて、目、環境衛生費。環境衛生経常管理費は、環境保全に係る事務的な経費になりますが、法令に定められた16カ所の河川水質検査について例年どおり委託料を計上しております。

続いて、町営墓地経常管理費は、町営墓地の維持管理費に伴う水道料を例年並みに計上しております。

続いて、項、清掃費、目、清掃総務費。清掃総務経常管理費は、環境美化やごみ処理

対策に係る経費を計上しております。令和7年度は、ごみ削減脱炭素推進のためにコンポストを活用した生ごみ処理の普及啓発事業として26万円余りを計上するなど、32万円を増額して計上しております。

概要説明資料の方は29ページになります。続いて、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、ごみ処理に係る事務組合への負担金となっておりますが、総務費が減額、いいしクリーンセンター及び雲南エネルギーセンターの施設管理費の増額など、合わせて107万円余りを増額して計上しております。

次期ごみ処理施設整備事業は、次期一般廃棄物処理施設整備に係る準備室への負担金となりますが、用地選定委員会関係経費などの減に伴い32万円余りを減額して計上しております。

続いて、目、し尿処理費。雲南広域連合経常負担金（環境衛生分）は、し尿処理に係る雲南クリーンセンターへの施設維持管理経費に係る負担金です。職員の減による人件費の減など37万円余りを減額して計上しております。

○産業振興課長（深石 尚志）

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費。農業委員会委員報酬は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員14名の報酬です。例年並みの計上です。

農業委員会経常管理費は、農業委員会の運営に係る経費です。例年並みの計上です。

農業委員会臨時管理費は、推進委員のタブレット14台を計上しております。

続いて、予算書54ページです。農業者年金事務費は、農業者年金に係る経費。島根県農業会議負担金は、農業会議への負担金で、いずれも例年並みの計上です。

目、農業総務費。各種負担金は、雲南農業振興協議会など農業関連組織への負担金です。例年並みの計上です。

目、農業振興費。農業振興経常管理費は、会計年度任用職員1名分の経費で、報酬、手当などの改正により増額となっております。

前年度発足した飯南担い手協議会への助成金を計上しております。

続いて、概要書30ページです。農業振興臨時管理費は、産官学連携推進協議会への委員報酬と農業振興地域整備計画の補完に係る委託料です。農業振興アドバイザーへの委託経費と計画策定の委員経費など435万円余の減額となっております。

農産物鳥獣被害防止事業は、町内での鳥獣被害対策を進めるもので、猟友会と連携した有害鳥獣確保、クマの錯誤捕獲対応などによる経費です。有害鳥獣に係る経費は前年度の実績を踏まえて計上しております。前年度鳥獣被害対策協議会への補助金として、防護柵、電気柵等の設置を行ってまいりました。引き続き要望がありますので計上しております。前年度と比較して1,339万円余の減額となっております。

園芸振興対策事業は、野菜や果樹など特産園芸産物の振興に係る経費です。前年補正

であげたさつま芋生産者協議会貸付金の800万円は増額、前年度さつま芋保管庫補助金の2,348万円余が減額となっております。

続いて予算書55ページです。中山間直接支払事業は、平野部と生産格差を是正するための交付金で、今年度から第6期となります。

農業資金支援対策事業は、農業担い手が経営改善を図るための借入金の利子補給金。

農業用廃棄物適正処理対策事業は、農業用廃プラスチック処理経費の農家助成。

売れる米づくり事業は、飯南米の品質向上、販売促進のための経費で、いずれも例年並みの計上です。

環境保全型農業直接支援対策事業は、環境保全型農業に取り組む農業者に対する交付金です。取り組み内容の一部が他事業に変更になったため594万円余の減額となっております。

経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策交付金の交付事務に係る経費です。例年並みの計上です。

続いて、概要書31ページです。地域計画推進事業は、今年度完成いたします地域計画の検討会開催経費を計上しております。人・農地プラン検討委員会から地域計画検討委員会へ名称を変更しております。

担い手育成総合支援事業は、園芸担い手確保のために新規就農者に対する施設、機械導入支援、借入金の利子補給の経費です。昨年度より324万円余減額しております。

リースハウス団地整備事業は、新規就農者の初期投資、負担軽減を図るためのリースハウス整備の経費です。来年度はハウスの整備がなく修繕料のみの計上としており減額となっております。

多面的機能支払事業は、農地維持など共同活動を行う集落等支援する交付金で例年並みの計上です。

農業次世代人材投資事業は、新規就農者を支援するための交付金です。

スマート農業導入支援事業は、スマート農業技術を活用した機器の導入が町内でも進むよう新たに導入経費を支援するものです。国庫、県単独事業を実施するものを対象に町で上乗せ助成を行います。

目、農業施設費。農業活性化センター経常管理費は、施設の維持、管理経費で例年並みの計上です。

農業活性化センター臨時管理費は、エアコンの更新工事と照明のLED化工事を計上しております。

農林会館経常管理費は、施設の維持管理経費で例年並みの計上です。

農産物加工処理施設経常管理費は、指定管理料で例年並みの計上です。

続いて、予算書56ページ。目、畜産業費。畜産臨時管理費は、1市2町とJA、農業

共済組合で構成する雲南地区死亡獣畜処理運営協議会の運搬車両更新に伴う補助金を計上しております。

家畜衛生経常管理費は、豚熱の他、家畜伝染病予防に係る消耗品などを計上しております。

畜産センター経常管理費は、借地料などで例年並みの計上です。

堆肥センター経常管理費は、賃借料とロータリー、スクープなどの修繕料で例年並みの計上です。

続いて、概要書32ページです。堆肥センター臨時管理費は、堆肥を散布するマニアスプレッターの更新とトラック更新を計上しております。

畜産共進会開催事業は、畜産共進会の開催経費で例年並みの計上です。

優良牛確保対策事業は、保留導入を行う農家への奨励金です。

畜産基盤強化補助金は、和牛改良組合で実施する改良事業に対して交付するもので、30万円の皆増です。

全共出品対策事業は、令和9年の全共に向けた対策で出品協議会へ助成するものです。

下赤名放牧場経常管理費は、放牧場の賃借料で、例年並みの計上です。

各種負担金は、畜産関係協議会等の負担金で、例年並みの計上です。

続いて、目、農地費。農業競争力強化農地整備事業は、琴麓・野萱地区、長谷地区のほ場整備に係る負担金と、板屋谷地区のほ場整備の調査に係る負担金を計上しております。前年に比べ3,316万円の増額となっております。

○建設課長（森山 篤）

中山間地域総合整備事業農道につきましては、農道整備5路線と、農業集落道整備1路線の負担金及び中国四国推進協議会会費で、事業費減によりまして935万円の減額となっております。

各種負担金は、前年並みの島根県農業農村整備推進協議会の賦課金です。

下水道事業会計補助金農業集落排水につきましては、公営企業会計で説明します。

続いて予算書57ページ、目、農道費。農道経常管理費は、飯石広域農道の除草等委託費などの経常経費で、前年度と同額です。

概要書33ページ、農道保全対策事業は、県によります真木張戸基幹農道整備費の負担金で、前年に比べて1,200万円の増額となっております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、目、国土調査費。国土調査事業補助事業につきましては、頓原、八神の2地区の調査業務を行うもので、志津見地区の調査終了に伴う測量業務委託料の減により前年度より約2,570万円減額して計上しています。

国土調査事業単独事業につきましては、頓原町区再国調、国調修正等の調査業務費で、

町区再国調委託料の増により前年度より約290万円増額して計上しています。

各種負担金は、島根県及び全国国土調査協会への負担金で、例年並みに計上しています。

○産業振興課長（深石 尚志）

続いて予算書58ページです。項、林業費、目、林業総務費。飯石森林組合賦課金と保安林管理事務は、森林組合への賦課金と保安林の管理に係る経費で、例年並みの計上です。

目、林業振興費。林業振興経常管理費は、森林国営保険料と森林を管理するシステムの保守料で、例年並みの計上です。

林業振興臨時管理費は、森林業務車両の更新を計上しております。

森林整備地域活動支援交付金事業は、森林経営計画を作成するために必要な所有者や境界の確認、各種調査や間伐実施の所有者の同意取り付け等に係る経費の助成で、例年並みの計上です。

町産材製材加工推進事業は、製材所運営のあり方や町産材の販売確保、魅力確保について、地域商社株式会社飯南・縁の森に業務委託を計上しております。

木質バイオマス推進事業は、バイオマス構想を検証するための委託料132万円と、住民の未利用材買取に係る補助金です。業者の未利用材買取とおが粉購入の補助金は実施せず、大幅な減額となっております。

森林経営管理制度推進事業は、町内に住所を有する農大生に地域貢献推進ポイント5万円を発行し、地域の一役を担っていただくための補助金150万円。森林経営管理制度による森林整備の再委託推進経費、事業体による民有林整備に必要な保育経費、作業道経費の補助残への支援、森林就業者確保対策補助金などで150万円余の増額となっております。

続いて概要書34ページです。林業専用道 花の谷線開設事業は、前年度の測量設計に伴い、国の交付金事業を活用した開設工事費と、立木補償金を計上しております。

続いて予算書59ページです。合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業は、町有林での間伐製材や作業道整備を行うもので、施業量増により前年度より619万円余の増額となっております。

Jークレジット制度活用推進事業は、Jークレジット購入企業を仲介してもらうための経費で、前年度のクレジット追加認証を行うためのモニタリング報告書の作成業務委託料がなく、219万円余の減額となっております。

町産材住宅活用促進事業は、町内木材を活用する住宅に対して支援する経費で、例年並みの計上です。

シカ森林被害対策捕獲事業は、シカ被害状況を県内全域で調査するための委託料を計

上しております。

○建設課長（森山 篤）

続いて、目、林道費。各種負担金につきましては、治山、林道研究会負担金につきましては前年同額で、島根県森林土木協会負担金につきましては、治山事業の増加により20万円余の増額となっております。また、県が実施しております林道土打線の改良工事に対する負担金300万円が減となっております。

○議長（早樋 徹雄） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。再開を15時40分といたします。

午後 3 時 2 5 分休憩

.....
午後 3 時 3 9 分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは本会議を再開をいたします。引き続き説明を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志）

続いて、目、造林費。町行造林事業補助は、町行造林地を中心とした間伐などの森林整備です。施行面積の減少により444万円余の減額となっております。

森林整備協定事業補助は、出雲市との協定により斐伊川流域の森林を整備するものです。例年計画する整備料の積み上げにより増減するため261万円余の減額となっております。

公社造林事業は、林業公社の受託事業として公社造林地を整備するもので、こちらも計画に沿った整備になるため122万円余の減額となっております。

ふるさとの森再生事業は、荒廃した森林を整備するもので114万円の増額となっております。例年と同じ規模となっております。

各種負担金は、各種協議会等への負担金で例年並みの計上です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

款、商工費、項、商工費、目、商工総務費。商工総務経常管理費につきましては、商工会視察への参加旅費1名分を計上しております。

次、商工振興費ですが、予算書60ページ、概要資料は35ページになります。商工会事業補助金につきましては、昨年までありました街路灯の管理費がなくなっております。また、商工会連合会女性部連合会総会の助成を今年度26万円計上しております。

誘致起業支援事業につきましては、昨年まであわやの方に委託をしておりましたが、それを見直しをしております、その分の減額をしております。また、レンタルオフィスの備品につきましても6年度整備をしましたが、これを落としておりますので520万円

余の減額となっております。

商業活性化重点支援事業につきましては、事業継承推進員、それからガソリンスタンド支援を計上しております。ガソリンスタンド支援につきましては、配送車と計量機の補助を予定をしております。

い〜にゃんPAY利用促進事業につきましては、事務局補助、加盟店助成、利用促進事業と昨年並みの予算を計上しております。

大しめなわ創作館経常管理費ですが、指定管理料、パンフレット印刷、トラックの車検、それから消化器の更新等計上しております、昨年と比べまして30万円余の増額となっております。

創業支援事業につきましては、ビジネスプランコンテスト以下、例年のものをあげておりまして昨年と同額となっております。

中小企業制度融資資金事業につきましては、それぞれ利子補給でありますとか、保証料の助成をおこなっておりますが、実績値によりまして55万円の減額となっております。

各種負担金につきましては、例年とほぼ同額です。

次、目、観光費です。憩いの郷衣掛経常管理費につきましては、指定管理料、各種法定点検、AEDレンタル使用料、それからリース車両ですが、バスを使っておりましたが、こちらの方が壊れておりまして、車検もできないということで、リース料を組んでおります。

憩いの郷衣掛臨時管理費ですが、冷蔵庫の更新を計上しております。4台あるうちの2台を更新することとしております。

次、説明資料は36ページになります。観光農園経常管理費ですが、指定管理料、重機、カメラのリース料等例年並みでございます。

それから観光農園臨時管理費ですが、ほ場ネット更新、支障木の伐採をしております、その下、トイレの洋式化工事を新規として計上させていただいております。現在和式のトイレがございまして、こちらを洋式に改修するものでございます。こちらにつきましては、観光施設整備事業債の方財源として充てております。

観光ぼたん園経常管理費ですが、指定管理料、借地料、それからぼたんまつり実行委員会の補助金ですが、実績をみまして30万円プラスをしております、予算としまして総額34万円のプラスとなっております。

観光ぼたん園臨時管理費です。こちらにつきましては、

園内にハウスの骨組みが残っておりまして、こちらの解体処分費のほう計上しております。

酒づくり交流館経常管理費ですが、指定管理料、エアコンリース料、それから消化器の更新等を入れておりまして、総額で70万円余の増額となっております。

それから酒づくり交流館臨時管理費ですが、冷却循環ポンプの修繕、それから度数分析装置の修繕を計上しております。

琴引スキー場周辺施設管理事業につきましては、スキー場と周辺の草刈りを計上しております。昨年と同額としております。

琴引スキー場外経常管理費につきましては、指定管理料と各種法定点検委託料、消化器の更新等計上しておりまして、昨年と比べまして67万円余の増となっております。

それから、琴引スキー場外臨時管理費ですが、スキー場の施設整備委託、それからその下ですけれどもスキー場の、町長の所信表明にもありましたリフトの自動改札システムの整備を計画しておりまして、こちらの財源につきましても、観光施設整備事業債の方を充てております。それから山荘のほうですが高圧受電設備の改修、それから合併浄化槽の修繕を計上しております。昨年、大規模な改修が終わりましたので7,800万円の減額となっております。

それから、ふるさとの森臨時管理費につきましては、町が管理をする給水装置の電動弁取替えを計上しております。

それから、飯南町交流物産館経常管理費、iまるシェでございますが、こちらにつきましては、通常の指定管理料以下ありますけれども、一番下のところ撤退に向けた経費といたしまして消耗品、修繕費、それからイベント費用等を計上しております。

次、37ページになります。道の駅頓原経常管理費ですが、指定管理料をやまなみ、それから情報交流館等計上しておりまして、あとも例年のものを予定して計上しております。急速充電機を町が支払ってありましたものをEV充電機の利用料ということでやり替えをいたしましたので、そちらの方減額になっておりまして48万円余の減額となっております。

道の駅頓原の臨時管理費ですが、前の駐車場の区画線が消えておりまして、危ないというご指摘等もございまして、区画線の引き直し、それから蓄電池の交換をみております。

道の駅赤来高原経常管理費ですが、指定管理料、各種法定点検委託等ございますけれども、下から2番目、冷凍ショーケースの方設置をしておりますが、これについて冷えなくなっている関係でここに予算を計上しております。全体としましては30万円余の減額となりました。

飯南町情報発信事業につきましては、例年並みの予算を計上させていただいております。

交流事業につきましても、各種交流イベント等出演者謝金ですとか、クリーニング代等例年並みとなっております。

観光施設維持管理事業につきましては、福島邸の経費、登山道の管理、その下ですけ

れども宿泊施設等の施設方針検討ということで32万円の予算を計上しております。

観光協会運営補助金ですけれども、こちらにつきましては、人件費、それからパンフレット印刷の増、それから今年につきましては、尼子十旗の城郭ツーリズム等のPRもするというので140万円の増となっております。

それから、地域おこし協力隊活動事業の観光につきましては、協力隊3名分の経費をみております。昨年度が4名分みておりましたので400万円余りの減額となります。

大しめ縄の町ブランド推進事業につきましては、大しめ縄の里推進事業と、令和8年夏に出雲大社の大しめ縄の架け替えを予定をされております。そちらのPR等を含めて計上しております、昨年度とほぼ同額の予算となっております。

概要書は38ページになります。森林セラピー推進事業につきましては、謝金以下大会の経費ですとかセラピーロードの整備等あげておりますが、昨年販売をしておりましたくろもじくゆり、くろもじふわり等の販売が売れておまして、また今年も同様に作成をしようということで予算を計上しております。セラピーの全国大会が飯南町で来年予定されておまして、そちらのほうへ50万円ほど予算をつけております。それからホームページの改修につきましても20万円予算をつけております。全体といたしまして170万円余の増額となっております。

各種負担金につきましては、雲南観光ネットワークをはじめまして、全部で20団体強ありますけれども、こちらにつきましては、それぞれ計算をいたしまして昨年度比36万円の減額となっております。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費。土木総務臨時管理費は、引き続き建設業担い手確保対策事業と、除雪機械運転資格取得支援補助金によりまして、担い手確保の支援を行ってまいります。除雪機械運転資格取得支援補助金につきましては、実績に基づき40万円の減としております。

各種負担金は、各種期成同盟会への負担金で、全体で10万6千円の増となっております。

続いて、項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費。道路橋梁総務経常管理費は、例年並みの経常的な事務費です。

県道等改良負担金は、上市上地内での防災安全交付金事業と県単急傾斜地崩壊対策事業の負担金で前年に比べ全体で1,100万円余の減額となっております。

道路台帳整備費は新規事業となっておりますが、3年に一度の道路台帳整備、網図作成費用を計上しております。

続いて、予算書62ページ、目、道路橋梁維持費。概要書のほうは39ページになります。道路橋梁維持経常管理費は、町道の除草、道路照明管理などの道路維持管理費と、会計

年度職員1名の人件費及び、事務費を計上しております。全体で60万円余の増額となっております。

道路橋梁維持臨時管理費につきましては、道路橋梁における応急修繕を行うための費用で、道路維持修繕工事分が200万円の減となっております。

橋梁長寿命化事業補助につきましては、橋梁点検76橋を実施するための費用で、対前年60万円の減額となっております。

水力発電周辺地域交付金事業は、引き続き、川尻公民館の駐車場整備として舗装の仕上げと排水路を設置します。

法面等災害防除事業交付金につきましては、小田の法面落石対策工事を実施するもので、対前年5,500万円余の減額です。

道路除雪事業につきましては、除雪車両維持費と除雪作業委託費です。昨年に比べ委託料単価の増などによりまして130万円余の増額となっております。この費用をもちまして、引き続き円滑な除雪対応に努めてまいります。

続いて、予算書63ページ、目、道路橋梁新設改良費です。町道新市赤名線整備事業につきましては、設計書作成業務委託と道路改良工事及び電柱の支障移転補償費を計上し、本工事に着手します。対前年1,220万円の増額となっております。

町道頓原長谷線整備事業につきましては、設計書作成業務委託と舗装改良工事及び電柱の支障移転補償費を計上しております。対前年1,850万円の増額となっており、これにより一連の改良工事を完了する予定であります。

続いて、概要書のほうは40ページです。町道八神千原線整備事業につきましては、設計書作成業務と施工監理業務を委託し、本年度に引き続きまして水路の付替え工事費、並びに作付補償費を計上しております。対前年440万円の減となっております。

町道芦原鋳物屋2号線整備事業につきましては、用地測量を実施する費用と用地買収費を計上しておりまして、対前年900万円の減となっております。

町道リフレッシュ事業地方特定につきましては、町道北野下線ほか2路線の町道改修工事を実施する費用を計上しております。対前年250万円の増となっております。

続いて、項、河川費、目、河川総務費。河川総務経常管理費は、前年同額の河川の維持管理費です。

河川浄化対策事業は、県管理河川に関する前年並みの県からの受託事業費と、町管理河川浄化対策事業として5か所の浚渫を実施する経費を計上しております。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、公営企業会計で説明します。

○住民課長（野津 史昭）

予算書は64ページになります。続いて、項、住宅費、目、住宅管理費。住宅新築資金

等事業事務費は、住宅新築資金貸付け事業の滞納分 6 件に係る徴収事務経費で例年並みの計上としております。

○建設課長（森山 篤）

続いて、住宅管理経常管理費は、前年同額の土地借地料です。

公営住宅経常管理費は、こちらも前年同額の町営住宅管理費と町営住宅の修繕費を計上しております。

公営住宅臨時管理費は、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、国が定めた基本方針に基づき平成22年 3 月に策定いたしました飯南町建築物耐震改修促進計画の 2 回目の更新費用を計上しております。

特公賃経常管理費は、例年並みの経常管理費です。

住宅環境整備助成事業は、前年同額の助成金を計上して

住宅店舗リフォーム等助成事業は、前年同額の助成金を計上して、引き続き下水道接続につなげて参ります。

概要書41ページです。各種負担金は、例年並みの若者住宅家賃差額等の負担金を計上しております。

続いて、目、住宅建設費。公営住宅建設事業は、杉戸団地改修工事と中通団地改修工事を新たに 2 カ年計画で実施する費用を計上しております。上町団地の新築整備が完了し、2 億5,300万円余の減となっております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人件費の増などによる負担金の増のため、前年度より約30万円増額して計上しています。

雲南広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、雲南消防署の消防ポンプ自動車の更新及び消防通信指令システムの更新のため、前年度より160万円増額して計上しています。

目、非常備消防費。非常備消防経常管理費につきましては、消防団活動経費です。消防団員の年報酬や消防車両格納庫の維持管理費などを前年度並みに計上しています。

非常備消防臨時管理費につきましては、消防施設修繕費用を前年度と同額計上しています。

消防団経常活動費につきましては、消防団員の出動報酬などの経費を前年度並みに計上しています。

消防団臨時活動費につきましては、消防操法大会に伴う経費です。7 年度は県及び管内大会はございませんが、8 年度に向けての経費で、前年度より約50万円減額して計上しています。

消防団員退職報償金、消防団員福祉共済費、予算書65ページになります。消防団員公務災害等補償基金掛金につきましては、退職金や共済掛金を前年度と同額計上しています。

目、消防施設費。消防設備整備単独事業につきましては、第1分団及び第3分団の消防車両2台分の更新経費で、前年度より約170万円増額して計上しています。

続いて、概要説明資料は42ページになります。目、災害対策費。災害対策経常管理費につきましては、気象防災アドバイザーに係る経費や防災士養成経費などを例年並みに計上しています。

災害対策臨時管理費につきましては、防災備蓄品の購入や、7年度開催予定の町全体の防災訓練に係る経費で、前年度より約20万円増額して計上しています。

防災行政無線経常管理費につきましては、防災行政無線の保守点検等の管理経費です。6年度実施の琴引中継局発動発電機修繕工事の減により、前年度より約100万円減額して計上しています。

防災行政無線臨時管理費につきましては、国からの通知に基づくJアラート用受信機及び自動起動装置の更新経費を計上しています。

防災会議開催費につきましては、委員報酬等防災会議に必要な予算で、例年並みに計上しています。

防災情報システム負担金につきましては、防災システムの管理費負担金で、前年度より約30万円減額して計上しています。

管理不全空家等対策事業につきましては、空き家対策会議委員報酬等で例年並みに計上しています。

○議長（早樋 徹雄） 本日の提案理由の説明はここまでといたします。教育費から明日、説明を受けたいと思います。

今日の説明の中で、建設課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

議長のお許しを得ましたので、先ほどの説明の中で、誤った説明をいたしましたので訂正をさせていただきます。

予算書の方57ページ、農道費の農道保全対策事業です。概要書の方は33ページになります。真木張戸基幹農道整備に対する負担金の予算計上でありまして、対前年1,200万円の増と申し上げておりまして、これが誤りでございます。正しくは120万円の増でございましたのでお詫びをして訂正をさせていただきます。

○議長（早樋 徹雄）

それでは私の方から訂正をしてお詫びを申し上げたいと思います。本日の私の議事進行で日程第4の提出議案の上程のところで、承認第1号から議案第34号までと申し上げるべきところを、認定第1号からというふうに申し上げておりました。これは承認第1号が正当でございますのでお詫びして訂正をさせていただきます。

それから、本日は諸般の報告の中で、那須代表監査委員から、現金出納検査報告書の報告のあと口頭で申し添えられましたが、会計処理の件につきましては重いものがございます。執行部の皆さんにおかれましては、この指摘事項にご留意をいただきますようお願いを、私からも重ねてお願いをいたしておきます。

それから、明日ですけれども、この本会議が終了いたしました後、全員協議会を開きたいと思います。これは示されております教育環境基本計画の素案につきまして、非常に不明な点も多いというご意見もございますので、明日はこのことについて質問の時間を取りたいということで、全員協議会を開きたいと思います。

したがって、資料等については、ご準備をいただきたいというふうに思います。

以上が連絡事項でございます。

それではお諮りをいたします。

以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会をいたします。

なお、本会議は明日4日午前9時開会といたします。

なお、一般質問される方は明日5時までに、通告書の提出をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

午後4時06分散会
